第7期中原区地域福祉計画(案)

(令和6(2024)~8(2026)年度)

本計画(案)は、令和5年11月初旬時点の内容のものであり、令和6年3月の策定 (改定)に向けて、川崎市社会福祉審議会地域福祉分科会やパブリックコメント、庁内 協議等の意見を踏まえ、一部内容や表現が変更となる場合があります。

目次

序	章 川崎市地域福祉計画について	1
1	計画策定の趣旨・期間	3
	(1)計画の趣旨	3
	(2)計画の期間	3
2	地域福祉計画と関連計画等の関係性	4
3	川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	5
	(1)社会環境の変化	5
	(2)策定の背景	5
	(3)推進ビジョンの概要	6
	(4)地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	7
4	川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	8
	(1)地域みまもり支援センターによる取組	8
	(2)取組の推進イメージ	8
5	第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題	9
6	令和7(2025)年以降を見据えためざす姿	.10
	(1)地域福祉とは	.10
	(2)地域福祉の対象者と担い手	.11
	(3)令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿	.11
7	第7期計画期間における施策の方向性	.14
	(1)計画の基本理念・目標	.14
	(2)地域福祉計画推進における圏域の考え方	.16
8	第7期計画の実施状況の点検・見直し	.18
第1	章 中原区地域福祉計画について	21
1	中原区地域福祉計画とは	
	(1)中原区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨	
	(2)計画策定の流れ	
	(3)中原区社会福祉協議会との連携	24
2	中原区の地域の特色	25
	(1)区の概況	25
	(2)地区(地域包括ケア圏域)の概況	26
3	数値や現況などから見える中原区	36
	(1)第6回川崎市地域福祉実態調査から見える中原区	44
	(2)「中原区地域福祉計画推進検討会議」の意見等から見える中原区	
4	第6期計画の振り返り	

5	第7期計画に向けて	. 52
第2	2章 中原区地域福祉計画の取組	53
1	中原区がめざす地域福祉	. 55
	(1)基本理念「福祉のこころ、人と人との橋わたしで 支え合える地域づくり」	. 55
	(2)基本目標	. 56
2	計画の体系	. 57
3	取組一覧	. 58
4	- 重点的に取り組む施策	. 62
5	具体的な取組	. 65
	基本目標1 一人ひとりが主役の地域づくり	. 65
	基本目標2 必要な支援やサービスが的確こ届けられる仕組みづくり	
	基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進	71
	基本目標4 地域参加の仕組みづくり	. 73
6	・地域福祉計画の進め方	. 75
7	】計画の進捗管理	. 76
資料	斗編	77
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱	
	(3)中原区地域福祉計画推進検討会議(任期:R3.4~R6.3)	

川崎市地域福祉計画について

序章

1 計画策定の趣旨・期間

(1)計画の趣旨

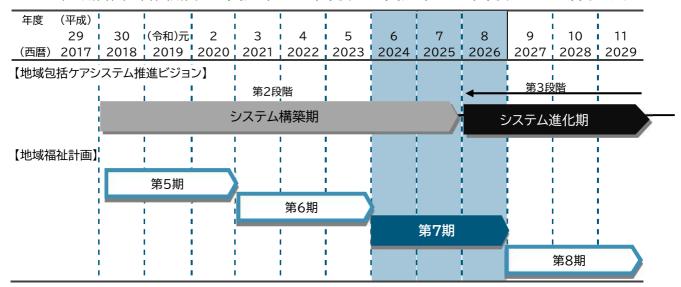
「地域福祉計画(以下、「計画」という。)」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を 一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する 共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業(同法第106条の3第1項各号)の実施に 関する事項

本市では、平成16(2004)年度に第1期計画がスタートし、今回は第7期となります。 また、第7期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

(2)計画の期間

第7期計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



2 地域福祉計画と関連計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下、「推進ビジョン」という。)を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般(令和5(2023)年度)の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け(社会福祉法第107条第1項第1号)に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。



【推進ビジョンと関連個別計画の関連性】

また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元(2019)年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源(本人資源)に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに 基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、 地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての 地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成26(2014)年度に「推進ビジョン」を 策定しています。

(1)社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が 21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な 支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

(2)策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市では、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による 協働から始められましたが、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉 分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

(3)推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方(地域コミュニティ等との関わり方)」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

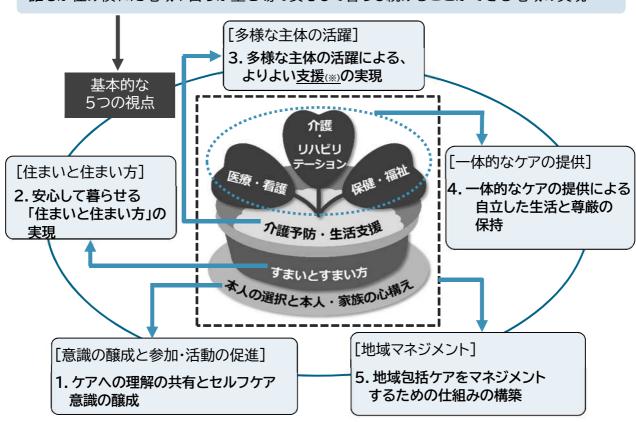
これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】 ~一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして~

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現



出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」 (地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成 27 年度厚生労働 省老人保健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4)地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

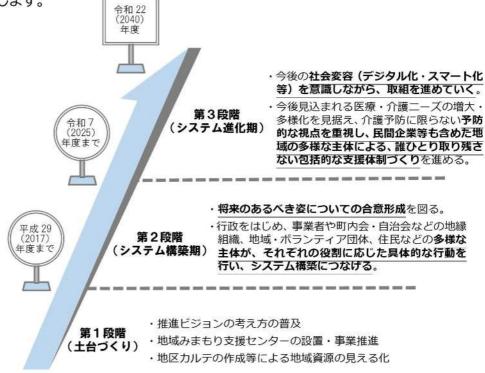
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27(2015)年度から 29 (2017)年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成 30(2018)年度から令和7 (2025)年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8(2026)年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年*以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる 8050 問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいるほか、新型コロナの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和 7(2025)年度までのシステム 構築に向けた取組を着実に進めるとともに、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、 DX(デジタルトランスフォーメーション)等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、 民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づく りを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和22(2040)年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



^{*}令和22(2040)年:いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上高齢者(前期高齢者)となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進 体制

(1)地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28(2016)年 4 月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

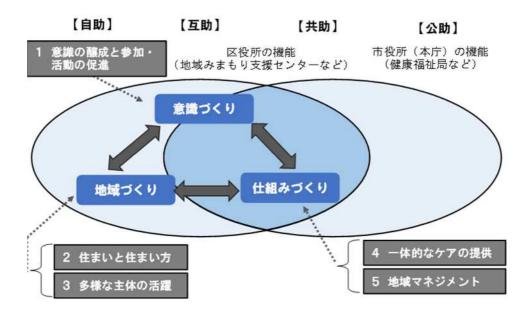
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成 31(2019)年 4 月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」(以下、「地域みまもり支援センター」という。)と改称しました。

(2)取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所(本庁)が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

(第6期計画期間:令和3(2021)~5(2023)年度)

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」 ~川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして~

【基本目標】

- (1)住民が主役の地域づくり
- (2)住民本位の福祉サービスの提供
- (3)支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4)連携のとれた施策・活動の推進



【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで 働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと。
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に 限定されない場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へと つなげられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種の連携をより一層 進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

6 令和7(2025)年以降を見据えためざす姿

(1)地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住 民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解 決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。 地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係 を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員 として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

■自分のことを ■当事者団体による取組 自分でする ■高齢者によるボランティア・ ■自らの健康管理 生きがい就労 (セルフケア) ■市場サービスの購入 ■ボランティア活動 自助 互助 ■住民組織の活動 ■ボランティア・住民組織の 活動への公的支援 共助 公助 ■一般財源による高齢者福祉 事業等 ■介護保険に代表される ■生活保護 社会保険制度及びサービス ■人権擁護・虐待対策

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】

出典:厚生労働省地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2)地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3)令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31.5万人(令和4(2022)年10月1日現在)ですが、令和7(2025)年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16.8万人から、令和7(2025)年には20.5万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和12(2030)年頃の人口のピークを経て、令和27(2045)年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることが見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの 世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考え られます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7(2025)年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7(2025)年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7(2025)年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7(2025)年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7(2025)年以降の	令和7(2025)年以降の
	当面想定される課題	地域福祉のめざす姿
地域の対	○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。	○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。
基盤	○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々 が様々な困難や課題に直面していること から、家族機能を補完する地域の機能が ますます必要となってきている。	○行政や社会福祉協議会などの公的サービ スを提供する機関は、プラットフォームビ ルダー等として、各地域の課題解決に向 けた支援を行っている。
	○支援に結び付かない人を地域の中で気にかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となってい	○困ったときに声を挙げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。
安心・安全	る。 〇近年、大規模災害が多発している状況を 踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、 共助、公助による取組の推進が求められ ている。	○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。
健康·予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護 高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が 急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康 寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへ の権利擁護のニーズが増大している。身 近で適時適切な支援が求められている。	〇川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立 に陥らず、地域で暮らしていける環境づ くりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを 育んでいくための取組が地域の多様な機 関により取り組まれ、子どもたちの地域 への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互 いに支え合い、助け合う、地域社会づくり の意識が高まり、すべての市民の個々人 に応じた社会参加が促されている。

	現状の課題と令和7(2025)年以降の 当面想定される課題	令和7(2025)年以降の 地域福祉のめざす姿
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用して いくための地域福祉におけるコーディ ネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、 事業者、行政など多様な主体が連携・協 働し、オンライン等を活用した地域の課題 に対するきめ細やかな対応が図られてい る。

7 第7期計画期間における施策の方向性

(1)計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり~川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして~」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の 醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるより良 い支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」「⑤地域包 括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり ~川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして~

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための什組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供される よう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種の連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより 効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(2)地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、 地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地 域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を 44 に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、 隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づ くりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、地域においては、小地域の範囲で心配事や悩み事についての声が上げられ、住民同士の顔の見える関係づくりが進められていると考えられることから、第7期計画においては、小地域においてこれらの取組を支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置づけた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

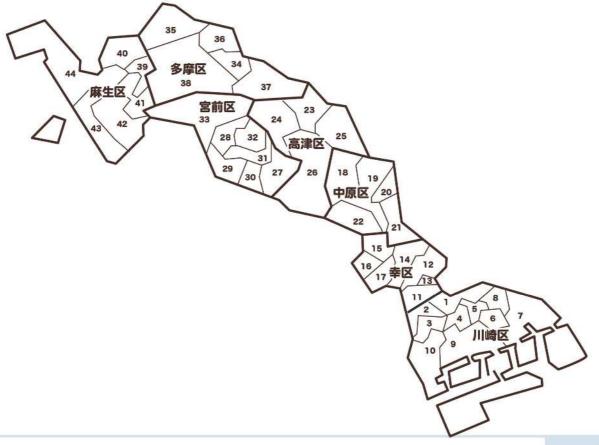
今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】(令和5(2023)年4月1日現在)

	圏域	圏域の考え方
	小地域	(例)
	※住民同士の顔の見える関係づく	・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本
	りが行われており、行政がこれ	としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握
第3層	を支援する圏域	し、見守りや日常の生活支援などを行う。
層	町中央、白沙会(650)	・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的
	町内会・自治会(650) 小学校区(114 校区) など	に日常的な活動を行っていくことが求められる。
	小学校区(114 校区) など	・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境
		づくりを各学校と共に推進している など

第2層	(中地域) 地域ケア圏域(44 圏域) ※行政が中心となり多様な主体 と連携し、地域マネジメントを 行う圏域 人口平均 約3.5万人 中学校区(52 校区) 地区社会福祉協議会(40 地区) 地区民生委員児童委員協議会 (56 地区)	 ・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 ・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第 1 層	(行政区域) 人口約17万人~26万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 154 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るため の取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。



8 第7期計画の実施状況の点検・見直し

本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・ 実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議(会議名は、別名称となっている区もあります。)において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、 川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクル により、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施 策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を 行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画(令和9(2027)~11 (2029)年度)につなげます。

【PDCAサイクル】

計画(Plan) ・施策推進の目標 ・施策の方向と内容 ・施策推進の目標の見直し ・施策の方向と内容についての 見直し ・施策推進の目標に向けた事務事業の執行 評価(Check) ・施策推進の目標進捗状況の把握 ・施策の方向と内容についての 指標に基づく成果の確認

第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり ~川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして~

【基本目標】



ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1)地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(2)誰もが参加できる健康・いきがいづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(3)地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(4)権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
 - ・あんしんセンターの運営支援
 - ·成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1)地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備(3)活動・交流の場づくり

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

- ① 地域福祉施設の運営 (総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2)誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住字政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4)地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3

多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1)市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸福寿プロジェクト

(2)ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3)地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4)災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4

一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1)包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援:相談事業
- ④ 母子保健指導·相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2)保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦·乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3)保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4)虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

(5)様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策·就労支援事業

(6)ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5

地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1)誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(2)社会福祉協議会との協働・連携

① 社会福祉協議会との協働・連携

(3)総合的な施策展開に向けた連携体制の 構築

① 川崎市地域包括ケアシステム庁内 推進本部会議

中原区地域福祉計画について

第1章

1 中原区地域福祉計画とは

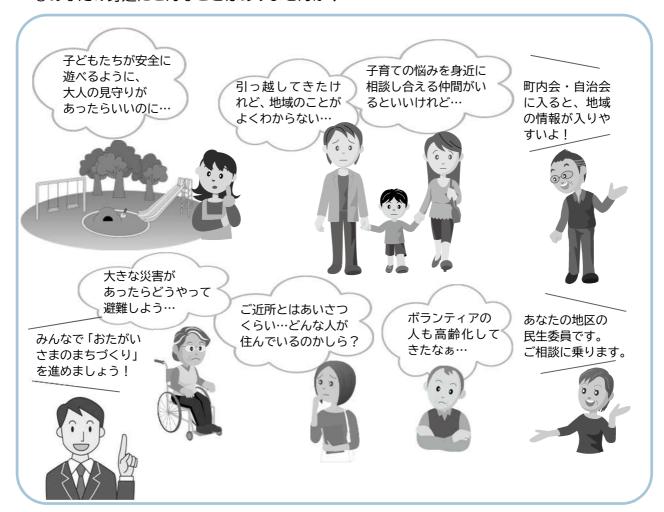
(1)中原区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨

中原区は7区で最も人口が多い区であり、大規模マンション等の集合住宅に住む人の割合が高くなっています。若い年代が多く、子どもの数も増えている一方、ひとり暮らし高齢者も増加傾向であり、障害のある方や外国人住民の数も増えています。さまざまな人が、それぞれの課題を抱え、いくつもの課題を抱えている人もいます。

「中原区地域福祉計画」は、区民が抱える生活課題に区民自らが主体となって取り組み、 さらに地域全体で支援するための計画です。市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、より身近な課題に向き合う ことが求められます。

地域のつながりによる支え合いを進め、区民と区民を取り巻くさまざまな人や関係機関、 行政などが協力し合って、みんなで暮らしやすい中原区をつくりましょう。

◎あなたの身近にこんなことはありませんか?

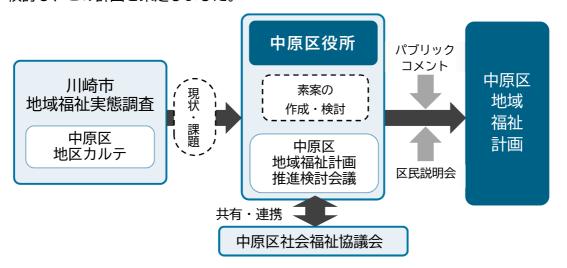


(2)計画策定の流れ

「中原区地域福祉計画」を策定するにあたり、区民や地域福祉活動に携わっている機関・ 団体へのアンケート調査などで、地域の現状や課題を把握しました。また、課題の共有、情報交換を図りながら情報を「中原区地区カルテ」としてまとめました。

そこで出た課題や現状を踏まえて、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「中原区地域福祉計画推進検討会議」で、さまざまな視点から中原区の地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組のあり方などの意見をいただき、検討を重ねました。

計画案は公表し、パブリックコメントや区民説明会等でいただいた意見を踏まえてさらに 検討し、この計画を策定しました。



(3)中原区社会福祉協議会との連携

中原区社会福祉協議会では「川崎市(中原区)地域福祉活動計画」を策定し、さまざまな 立場の団体との間で調整役となり、各分野の力を合わせることで安心して暮らせる中原区 の実現をめざしています。本計画の推進にあたっては、区社会福祉協議会と地域の課題を 共有し、連携して取り組むことにより、それぞれの理念に基づきながらも、支え合いの地 域づくりで安心して暮らせる中原区をめざしていきます。

中原区地域福祉計画 区の実情に合わせた課題解決 市計画との連携



川崎市(中原区) 地域福祉活動計画 地域人材の発掘・育成 地区社協の支援 小地域活動の推進

<基本理念>

福祉のこころ、人と人との橋わたしで 支え合える地域づくり

<基本理念>

『みんなが主役』で『みんなにわかる』、 そして『みんなでつくる』 おたがいさまの心で満ちあふれる なかはらの福祉

2 中原区の地域の特色



(1)区の概況

中原区は川崎市のほぼ中央に位置し、多摩川沿いの緑や二ヶ領用水の水辺、井田山などの自然に恵まれた平地の多い地域です。



東京・横浜・川崎のいずれの方向にも交通の便がよく、都心のベッドタウンとして宅地化が進み、近年では武蔵小杉駅周辺のタワーマンションの建設ラッシュなどにより、特に若い世代の人口が急増し、市内で最も人口が多い区となっています。また、企業の研究・開発部門などがJR南武線沿線に集積し、大型商業施設の開業も相次いでいることから、市内外からの来街者も多く、全国的

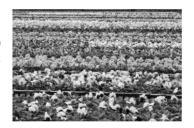
にも注目されるまちとなっています。

北部の等々力緑地は、自然・文化・スポーツが楽しめる市を代表する緑地です。Jリーグの川崎フロンターレの本拠地等として利用されている等々力陸上競技場や、バスケットボールでは川崎ブレイブサンダース、富士通レッドウェーブ、バレーボールではNECレッドロケッツの試合も開催されるとどろきアリーナなど、各スポーツ施設のほか、ふるさとの森、釣池などがあり、区民の憩いの場となっています。



● 区の花 パンジー

区制 25 周年を記念して、区民の投票により、平成 10 (1998)年1月に制定しました。下小田中のパンジーは、品質面でも高い評価を受けています。



● 区の木 モモ

市制 90 周年を記念して、区民の投票により平成 27(2015)年3 月に制定しました。かつては桃や梨などの果樹栽培が盛んで、現在も二ヶ領用水沿いの桃並木が有名です。



(2)地区(地域包括ケア圏域)の概況

● 大戸地区

地区内の町丁名

大戸第1地区:宮内1~4丁目、上小田中4~7丁目

大戸第2地区:上小田中1~3丁目、新城、新城中町、上新城、下新城

大戸第3地区:下小田中1~6丁目

■ 地区の概況

- ・大戸地区は中原区の北西部に位置し、平坦地で各地にアクセスしやすいのが特徴です。
- ・エリア内の各駅周辺には、商店街やスーパー、飲食店が複数あるなど、利便性が高くなって います。

炉

第2地区

第1地区

第3地区

- ・また、町内会・自治会及び商店街の数が5地区で最も多いなど、地域活動に関わる組織が活発であるほか、子どもや若い世代が多いエリアです。
- ・中原区の花パンジーの産地であるなど、エリア内には農地もあります。

■ 地区データ

人口	82,651人	O~14歳人口	10,620人
世帯数	42,058世帯	15~64歳人口	59,249人
高齢化率(65歳以上)	15.5%	65歳以上人口	12,782人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和5年3月末日現在)



■ 地区の強み・特色

※大戸地区における 地域環境や地域活動、子育で・教育等に関する 地区の強み・特色について記載予定です。

●小杉地区

地区内の町丁名

小杉第1地区:小杉町1~3丁目、小杉御殿町、小杉陣屋町、等々力小杉第2地区:市ノ坪、今井西町、今井南町、今井中町、今井上町

小杉 第1地区

■ 地区の概況

- ・小杉地区は、中原区の中央及び南北に細長く区分されており、区役所や図書館などの公共施設があります。
- ・武蔵小杉駅周辺の高層マンションや商業施設などの新しい街並みと昔からの戸建てが混在しているエリアです。
- ・等々力エリアは等々力緑地など、豊かな自然を満喫できる公園や施設があるなど、区民の憩 いの空間が広がっています。
- ・若い世代の転入により高齢化率が低いエリアと、高いエリアが見られるのが特徴です。

■ 地区データ

人口	53,192人	O~14歳人口	7,494人
世帯数	27,196世帯	15~64歳人口	38,089人
高齢化率(65歳以上)	14.3%	65歳以上人口	7,609人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和5年3月末日現在)



■ 地区の強み・特色

※小杉地区における 地域環境や地域活動、子育て・教育等に関する 地区の強み・特色について記載予定です。

●丸子地区

地区内の町丁名

丸子地区:新丸子東1~3丁目、上丸子山王町、丸子通、 新丸子町、上丸子天神町、上丸子八幡町



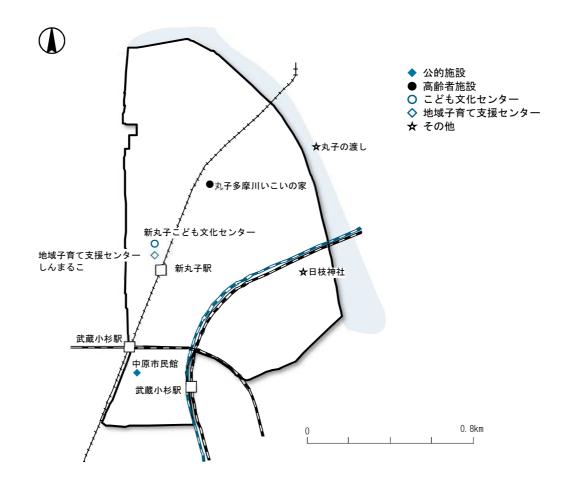
■ 地区の概況

- ・丸子地区は中原区の北東部に位置し、商業と住宅地が広がるエリアです。
- ・小杉地区に隣接しており、こちらも高層マンションと昔ながらの住宅が混在しています。
- ・多摩川に面したエリアで、「丸子の渡し」や「日枝神社」のお祭りなど、歴史的な文化に触れられる取組も行われています。

■ 地区データ

人口	29,398人	O~14歳人口	2,980人
世帯数	17,841世帯	15~64歳人口	22,103人
高齢化率(65歳以上)	14.7%	65歳以上人口	4,315人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和5年3月末日現在)



■ 地区の強み・特色

※丸子地区における 地域環境や地域活動、子育て・教育等に関する 地区の強み・特色について記載予定です。

●玉川地区

地区内の町丁名

玉川地区:中丸子、下沼部、上平間、北谷町、田尻町、上丸子



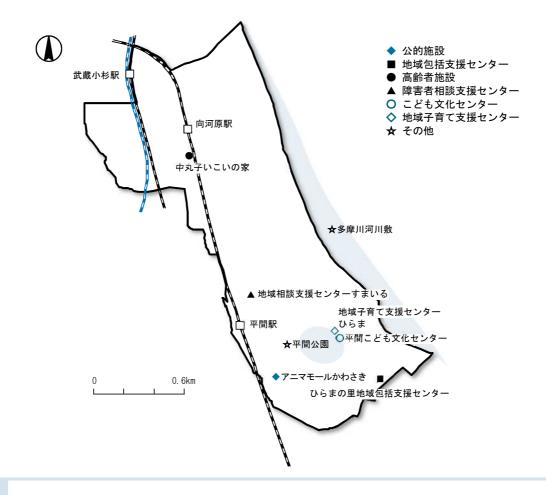
■ 地区の概況

- ・玉川地区は中原区の南東部に位置し、多摩川に面している細長いエリアです。
- ・5地区の中では最も高齢化率が高い一方、年少人口も多く、子どもと高齢者の割合が高いエリアと言えます。
- ・エリア内には、平間公園や多摩川河川敷など規模の大きい公園や散歩ができる場所があります。また、上平間の動物愛護施設「アニマモールかわさき」は、施設の一部を地域に貸し出すなど、地域活動にも活用できる施設です。

■ 地区データ

人口	35,653人	O~14歳人口	4,570人
世帯数	18,593世帯	15~64歳人口	24,748人
高齢化率(65歳以上)	17.8%	65歳以上人口	6,335人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数·人口」(令和5年3月末日現在)



■ 地区の強み・特色

※玉川地区における 地域環境や地域活動、子育て・教育等に関する 地区の強み・特色について記載予定です。

●住吉地区

地区内の町丁名

住吉第1地区:井田1~3丁目、井田中ノ町、井田杉山町、

井田三舞町、木月大町、木月伊勢町、木月祇園町、

木月1·3丁目

住吉第2地区:木月2·4丁目、木月住吉町、苅宿、西加瀬、大倉町



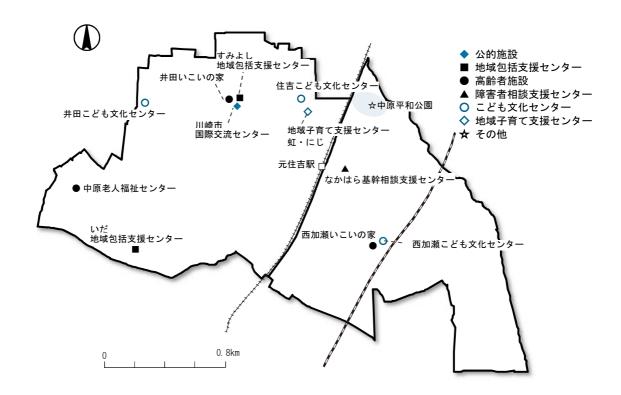
■ 地区の概況

- ・住吉地区は中原区の南部に位置し、地区内を走る東急東横線の線路に沿って、エリアが分かれています。
- ・元住吉駅周辺には、「ブレーメン通り」、「オズ通り」といった商店街があります。
- ・エリア内には「川崎市国際交流センター」や「中原平和公園」などの施設がある他、春の渋川や 矢上川沿いは桜の名所となっています。
- ・平坦な道のりが広がっていますが、区内唯一の丘陵地帯の井田山があるのも特徴です。

■ 地区データ

人口	60,753人	O~14歳人口	7,392人
世帯数	33,075世帯	15~64歳人口	43,250人
高齢化率(65歳以上)	16.6%	65歳以上人口	10,111人

資料:川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和5年3月末日現在)



■ 地区の強み・特色

※住吉地区における 地域環境や地域活動、子育て・教育等に関する 地区の強み・特色について記載予定です。

3 数値や現況などから見える中原区

総人口と世帯数

中原区の人口は増加を続けており、令和4(2022)年 10月1日現在で 260,657 人と、7区で最も人口の多い区となっています。人口増加に対し、1世帯当たりの人員は 1.90 人となっており、平成 28年から減少傾向が続いています。



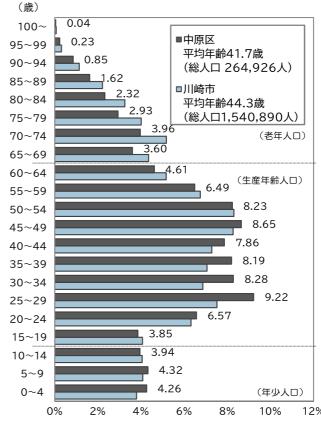
資料:川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」(各年 10月1日現在)

② 人口構成

●年齢5歳階級別人口割合

年齢5歳階級別人口割合を市と 比較すると、年少人口(0~14歳) では0~9歳の割合が市より高く、 生産年齢人口(15~64歳)では 20~49歳の割合が市より高く なっています。また、平均年齢は 7区で最も低く、41.7歳となって います。

年齢5歳階級別人口割合(令和4年10月1日現在)



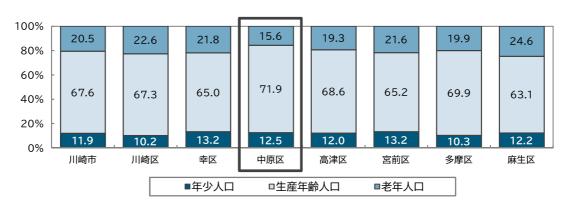
資料:川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」(令和4年10月1日現在)

●年齢3区分別人口割合

年齢3区分別にみると、生産年齢人口(15~64 歳)が 71.9%と7区で最も高く、また、老年人口(65 歳以上)は15.6%と最も低くなっています。

老年人口の割合は低いものの、区の推移をみると年々増加傾向にあります。

区別年齢3区分別人口割合(令和4年10月1日現在)



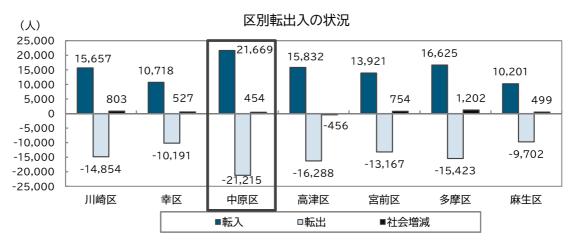
中原区の年齢3区分別人口割合の推移



資料:川崎市統計情報「川崎市年齢別人口」(各年 10月1日現在)

③ 転出入の状況

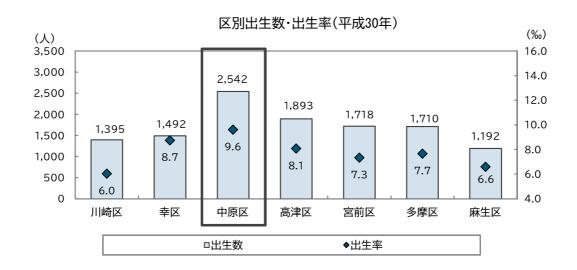
令和4(2022)年の転出入の状況をみると、1年間で 21,669 人の転入、21,215 人の転出があり、ともに7区で最も多く、転入が転出を 454 人上回っています。



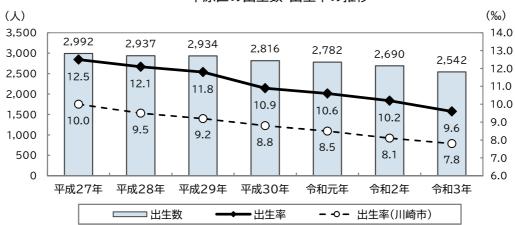
資料:川崎市統計情報「区別月別人口動態」(令和4年1月~令和4年12月の合計) ※社会増減…住民の転入から転出を差し引いた人数。

④ 出生数・出生率の推移

中原区の出生数・出生率は平成27(2015)年まで増加していましたが、平成28(2016) 年以降は減少に転じ、令和3(2021)年は出生数 2,542 人、出生率 9,6%となっています。



中原区の出生数・出生率の推移



資料:川崎市健康福祉年報 ※‰(パーミル)=千分率(人口千対)

⇒ 転入者の増加による人口増加(社会増)

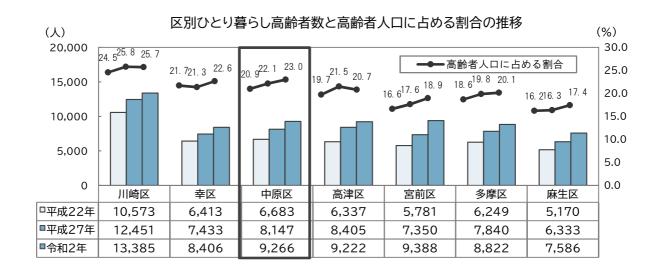
令和4(2022)年の1年間で約2万2千人の転入者がおり、社会増が続いています。今後も令和22(2040)年頃までは人口が増加すると推計されています。転入者に対する情報提供を充実し、地域に関心を持ってもらうことで、地域参加の裾野を広げていく工夫が必要です。

⑤ 高齢者の状況

●ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

令和2(2020)年の国勢調査では、中原区は7区で3番目にひとり暮らし高齢者が多く、 平成 27(2015)年から 1,119 人増加しています。

また、高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合は 23.0%となっており、7区で2番目に高くなっています。ひとり暮らしの割合は上昇傾向が続き、平成 27(2015)年から 0.9 ポイント上昇しています。



資料:国勢調査

●要介護認定者の要介護度割合

介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のうち、要介護・要支援認定者数は令和4(2022)年3月31日時点で7,637人となっています。要介護・要支援認定者のうち、約3割が要支援1と要支援2です。



中原区の要介護認定者の要介護度割合(令和3年度末)

資料:川崎市統計書

●将来の高齢者の推計

令和4(2022)年の将来人口推計によると、中原区の人口は令和 22(2040)年にピークを迎えると推計されています。15~64 歳の生産年齢人口は令和 12(2030)年にピークを迎えますが、高齢者の人数(老年人口)はその後も増加を続け、令和 32(2050)年頃にピークを迎えると推計されています。

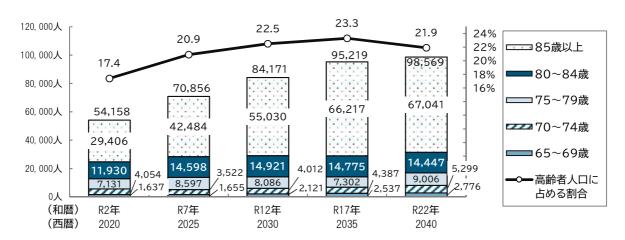


中原区の将来推計人口

資料:「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」 (各年 10 月1日現在) 令和4年2月 川崎市総務企画局

●認知症高齢者数の推計(川崎市全体)

川崎市の全体の認知症高齢者数は今後増加を続け、令和 22(2040)年には約 98,600 人まで増加すると想定されています。



※資料:「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費 補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)から作成。 ※この推計は、平成 27 年国勢調査をベースに、本市総務企画局が、令和4年3月に 「川崎市総合計画第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を 乗じて算出したものです。認知症有病率に軽度認知障害(MCI)は含まれない。

⇒ 高齢者人口の増加は続き、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加傾向

高齢化率は高くないものの、人口増加に伴い高齢者人口も増加しており、5人に 1人以上はひとり暮らしという状況です。今後は一層高齢化が進み、元気な高齢者 だけでなく、認知症等による介護を必要とする高齢者も増加すると考えられます。 声かけや見守り、病気の正しい知識など、本人とその家族への地域での支援が求 められています。

⑥ 障害者数の推移

障害者数は、令和3(2021)年度末で身体障害者手帳所持者数が 4,888 人、知的障害者数*が 1,444 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 1,984 人となっており、身体障害者を除いて増加傾向にあります。



中原区の障害者数の推移

資料:川崎市健康福祉年報(各年度末) ※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

⑦ 児童虐待相談・通告の状況

中原区の児童虐待相談・通告件数は、平成 27(2015)年度から増加傾向が続いており、 令和3(2021)年度は 732 件となっています。

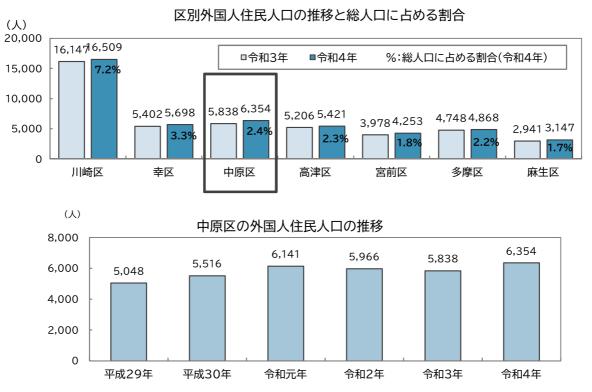
川崎区 多摩区 その他 幸区 中原区 高津区 宮前区 麻生区 市全体 平成27年度 673 357 332 334 325 189 2,534 312 12 平成28年度 781 382 429 383 323 288 282 7 2.875 758 324 431 578 317 318 平成29年度 518 19 3,263 491 439 平成30年度 835 560 600 627 541 41 4,134 525 令和元年度 1,031 524 670 700 513 515 28 4,506 令和2年度 1,179 619 706 703 940 637 705 68 5,557 令和3年度 1,243 566 732 902 1,001 653 674 61 5,832

児童虐待相談·通告件数受付状況(区役所·児童相談所合計)

資料:報道発表資料「令和3年度 川崎市における児童虐待相談・通告件数について」

⑧ 外国人住民人口の状況

外国人住民人口は、平成 29(2017)年9月末の 5,048 人から令和4(2022)年9月末 には 6,354 人となり、市内で2番目となっています。



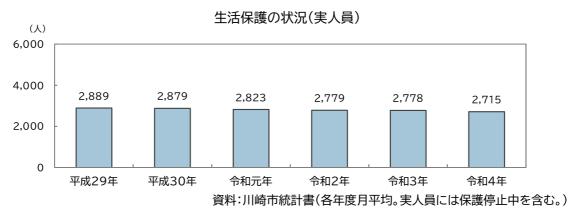
資料:川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」(各年9月末日現在)

⇒ 外国人住民の増加

外国人住民人口は、令和2(2020)年9月末の5,966人から令和5(2023)年3月末には6,506人となり、市内で2番目となっています。情報提供の多言語化とともに「やさしい日本語」による周知や多文化理解が必要です。

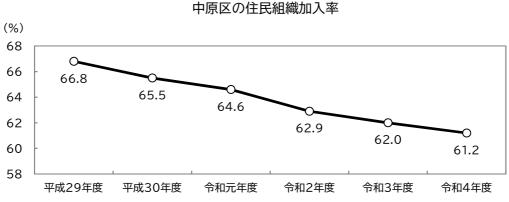
⑨ 生活保護の状況

令和4(2022)年度の生活保護を受けた人の数は 2,715 人で、緩やかな減少傾向が見られます。



⑩ 住民組織加入率の推移

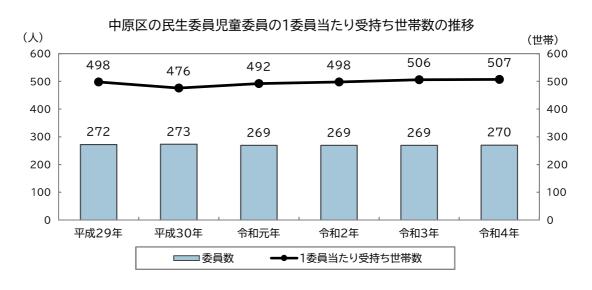
町内会・自治会等の住民組織加入率は令和4(2022)年度で 61.2%となっており、平成 29(2017)年度から減少傾向が続いています。



資料:川崎市統計書(各年度4月1日現在)

① 民生委員児童委員の状況

民生委員児童委員数は横ばい傾向にあり、1委員当たり受持ち世帯数が増加しています。



資料:川崎市統計書(各年度4月1日現在)

⇒ 町内会・自治会等の住民組織への加入率低下

人口は増加していますが、町内会・自治会等の住民組織加入率は低下しています。若い年代が多く、転入者も多いことから、町内会・自治会等の活動内容を周知し、入会のきっかけをつくることが必要です。

(1)第6回川崎市地域福祉実態調査から見える中原区

川崎市では地域福祉の実態把握を目的として、令和4(2022)年度に、市民を対象とした「地域の生活課題に関する調査」と、市内で活動する地域福祉活動団体を対象とした「地域福祉活動に関する調査」を実施しました。そのうち、中原区の調査結果から、次のような課題がみられます。

ポイント1:地域に関心や愛着が少ない転入者や若年層に対して、 どのように地域活動に参加するきっかけをつくれるか?

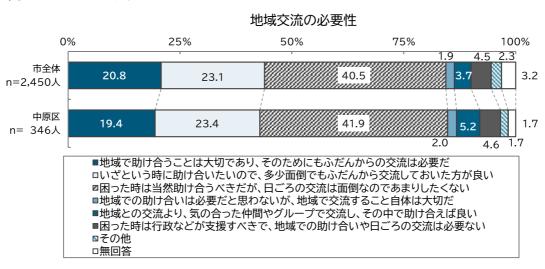
➡近所づきあいが少ない、意識として普段の交流をあまりしたくない

近所づきあいの程度は、「ほとんどつきあいがない」が 23.1%と、市全体の 16.9%より 6.2 ポイント高く、7区の中で最も高くなっています。

0% 25% 50% 75% 100% 市全体 26.9 45.3 6.8 16.9 2.0 n=2,450人 /1.5 0.7 中原区 41.6 75 257 23.1 0.9 n= 346人 0.6 0.6 ■家族のように親しくつきあっている □家に行き来したり、親しく話をする ≥ときどき話をする程度 ■あいさつをする程度 ■ほとんどつきあいがない ■その他 □無回答

近所づきあいの程度

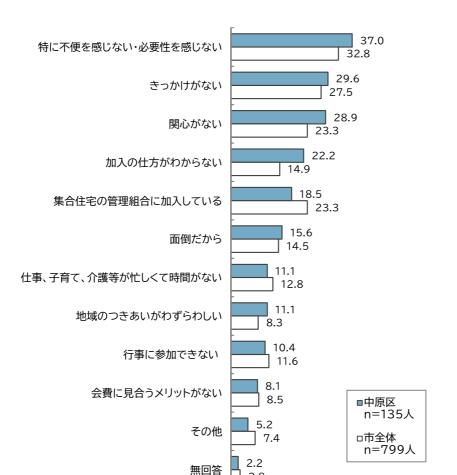
地域交流の必要性については、「困った時は当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」が 41.9%と最も高く、市全体の 40.5%より 1.4 ポイント高くなっています。



➡町内会・自治会に加入していない理由は、

「特に不便を感じない・必要性を感じない」から

町内会・自治会に加入していない理由については、「特に不便を感じない・必要性を感じない」が 37.0%と、市全体の 32.8%より 4.2 ポイント高く、「きっかけがない」が 29.6%と、市全体の 27.5%より 2.1 ポイント高くなっています。



2.8

20%

40%

60%

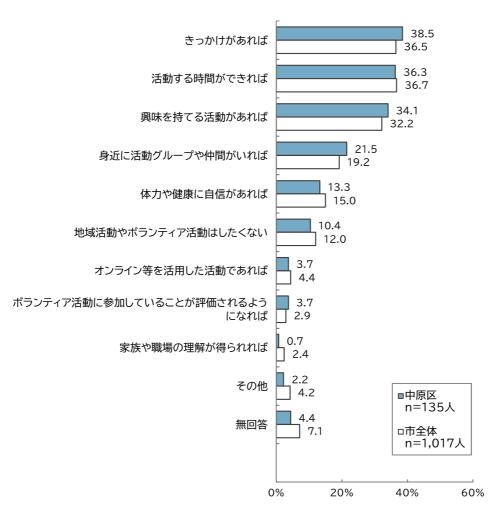
0%

町内会・自治会へ加入していない理由

➡ 「きっかけ」と「興味」が地域活動への参加を促す要素となっている。

どのような状況になれば、地域活動やボランティアに参加したいと思うかについては、「きっかけがあれば」が 38.5%と最も高く、次いで「活動する時間があれば」が 36.3%となっています。

地域活動への参加を促す要素

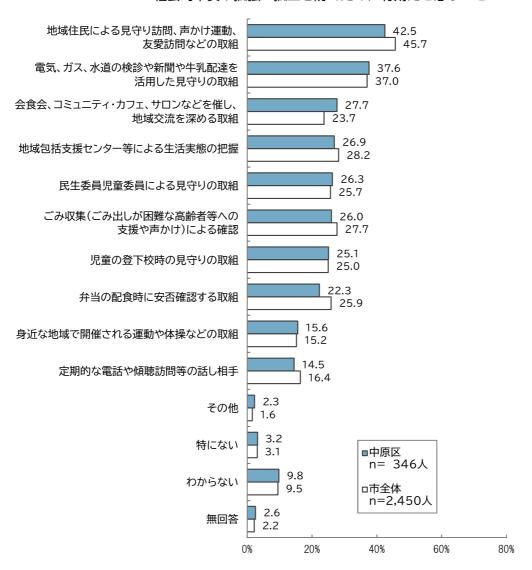


ポイント2:人のつながりが希薄になる中で、 地域の支え合いをどのように構築・維持していけるか?

⇒地域による声かけ、見守りは有効であると認識されている。

社会的不安や孤独・孤立を防ぐためどのようなことが有効だと思うかについては、「地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組」が42.5%と最も高く、次いで「電気、ガス、水道の検診や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組」が37.6%となっています。

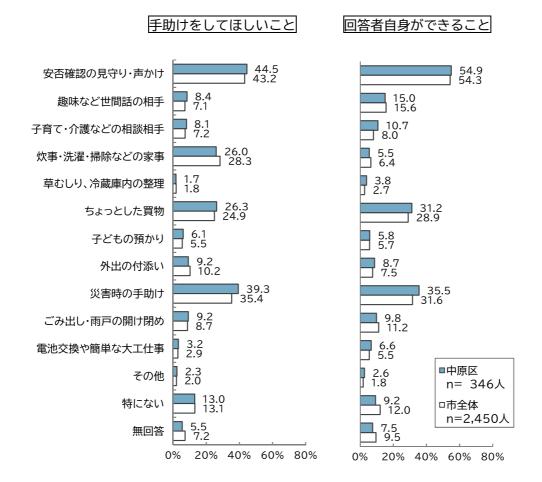
社会的不安や孤独・孤立を防ぐために有効だと思うこと



⇒ 求めている手助けと、提供できる手助けにはギャップがある。

求めている手助けと、提供できる手助けについては、「安否確認の見守り・声かけ」 「ちょっとした買い物」では、自身ができることの回答が、手助けをしてほしいことの 回答より高くなっています。

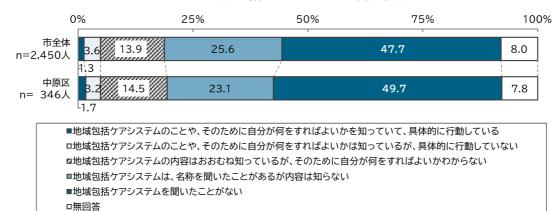
一方、「炊事・洗濯・掃除などの家事」「災害時の手助け」については、自身ができることの回答が、手助けをしてほしいことの回答より低くなっています。



ポイント3:地域福祉に関する情報や制度をどのように発信し、 区民に認識してもらえるか?

「聞いたことがない」が49.7%となっています。

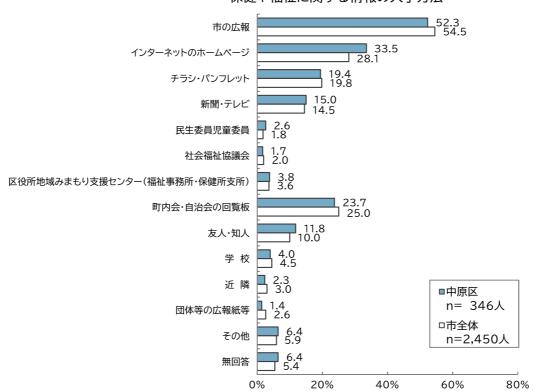
地域包括ケアシステムの普及状況



→ インターネット等による情報収集も進んでいる

保健や福祉に関する情報の入手方法については、「市の広報」が 52.3%と最も高く、次いで「インターネットのホームページ」が 33.5%となっています。

保健や福祉に関する情報の入手方法



(2)「中原区地域福祉計画推進検討会議」の意見等から見える中原区

中原区地域福祉計画は、学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「中原区地域福祉計画推進検討会議」から、意見をいただきながら検討や取組を進めています。

第6期の計画期間中(令和3年度~令和5年度)には、中原区の地域福祉について、次のようなご 意見やご提案をいただきました。(一部抜粋。会議の構成や運営要綱は巻末の資料編を参照)

→ 情報や仕組みに関すること

- ・高齢者や障害者の方は情報が取りにくい課題がある。民生委員や地域で気付いてくれた方 がいればいいが、正しい情報がなければ動けない。
- ・サービスを利用する人が本当に幸せな環境で過ごせるのかは、誰のせいでもなく仕組みによる。地域の中で人のつながりを先に考え、そこに仕組みを乗せた方が本当に幸せな仕組みが作れるのではないか。
- ・地域への愛着が生まれた人に担い手になってもらうためには段階があって、行政や地域の 方も含め、どう背中を押していくか、知恵を絞っていく必要がある。
- ・本人にどうやって支援が必要と気づかせるのかという話と、地域の人は安心だねと言えるかどうか。この2本が施策の中から具体的に見えてくると、仕組みとしてやっていきましょうという議論になるのではないか。
- ・どうやって新しい人を巻き込むかというのをもう少し踏み込んだ方がいいのではないか。 また、活動している人たちの納得感や達成感、やっていて良かったと思える仕組みがもっと 見えてくるといい。

- ・人の輪を作っていくためにも、一人ひとりをつなげていきたいが、昔と比べてつながりづらくなってしまっている。
- ・個人が自由に暮らしていく部分と、いざというときに地域で支え合う部分のバランスをど のようにとるか。
- ・子育て中のお母さんも子どものための人生だけではなく、自分の人生も考えるという時代。 一人ひとりが人生の主役として個性を持ってつながっていくのが大事で、昔のようなつな がり方ができないのであれば、行政も考えて仕掛けていくなど、ちょっとした積み重ねが社 会を支えていくのではないか。

→ その他

- ・自主防災組織でも、水害などに対しては対策を進めているが、要援護者への取組が薄くなっている。区だけでなく、市全体の危機管理の課題ではないか。
- ・気付いた人・動いた人の方が損だという社会、反対に何もしない方が得をする社会にしない、というのが多分、地域福祉で最も大事なことだと思う。
- ・「コミュニティの地域福祉を支える人」を"支える人"を意図的に増やしていかないといけない。コミュニティを支える人をどう支えるか。

4 第6期計画の振り返り

第6期計画の期間中は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、外出を控え、感染症を拡大しないようにと自分や家族、周りの人を守るために活動を見合わせることが度々ありました。活動を止めざるを得ない中でも、地域で活動している多くの関係者が知恵を出し合ったことで、新たな工夫や取組も生まれました。

⇒ 重点施策1 誰もが参加しやすい地域づくりの推進

- ●新型コロナウイルスの影響により中止していた会場も含め、令和4年度までにほとんど の会場で子育てサロンを再開しました。定員を制限しながら、事前申し込み制で消毒や 換気等を徹底するなどして、会場開催を行いました。その前段として、オンラインによる子育てサロンの実施や、過去に参加していた方にお手紙を出すなど、各地区で工夫しながら親子の支援に取り組みました。
- ●子育て支援者養成講座では、区内の子育て事情や子育て支援の実態など、活動のきっかけになるようなテーマを中心に会場とオンライン併用で連続講座として開催しました。 別途、実際の活動につなげるためのフォローアップ講座を実施し、その受講者が区内の団体等で新たに子育て支援活動を始めるなど、支援者の広がりがありました。
- ●健康づくりや介護予防に係るボランティアの養成教室を実施し、養成教室終了後、実際 の活動につなげるため、なかはらパンジー隊によるパンジー体操の講習を実施しました。 また、動画やオンラインを活用した普及啓発を進めました。
- ●「知る」、「集う」、「つながる」等の機能を実践する中原区 SDC の取組を令和 4 年 10 月から開始したほか、「ご近所さんぽ」の取組やオンラインによる体操など、ゆるやかなつながりを創出するきっかけづくりを実施しました。

⇒ 重点施策2 支援を必要とするすべての人を孤立させないための 取組の充実

- ●赤ちゃんを迎えた家庭に訪問して、地域や子育ての情報を提供する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」では、訪問員の養成研修を実施し、地域で子育てを支援する人材を増やしながら、時機をとらえた情報提供と支援を行いました。
- ●適切な支援につながっていない認知症が疑われる人等に早期に関わる「認知症訪問支援 チーム」を設置し、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、庁内 外の専門多職種や関係機関等と連携して、アウトリーチ型の支援を実施しました。
- ●包括的な相談・支援機能の充実として、子育て世帯や高齢者・障害者など、幅広い対象に向けた相談支援を実施したほか、区役所で実施している会議やイベント等の取組における手話通訳や要約筆記の派遣、外国籍の保護者に向けた新生児訪問時の通訳派遣などに取り組みました。

5 第7期計画に向けて

区の現況や実態調査等の結果、またこれまでの振り返り等を踏まえ、取り組むべき視点を 整理しました。

- 中原区は転入者や若年層が多い中で、従来の近所づきあいが希薄になっている現状があります。地域福祉を区民と協働で進めていくためには、取組を知ってもらい、参加してもらう中で地域づくりへの意識を持ってもらうことが大切です。第7期計画の取組においても引き続き、区民と対話しながら、地域課題を意識し解決に取り組むきっかけを作る中で、まずは活動に参加する人や関わる人を増やし、そこから担い手となりうる人材を発掘・育成する視点が必要です。
- 子育て世帯や高齢者単身世帯など孤立しやすい層が増えています。また、自身では困りごととして認識していないため、状況が悪化するまで気づかないケースがあります。そのため、予防的観点により元気な時から地域で交流しながら、見守りにつながる機会を増やすとともに、困ったときに活用できる制度や取組を地域に周知・広報し、区民に認識してもらうことで、セーフティーネットを広げていく視点が引き続き求められています。
- 多様化する社会環境の中で地域福祉の取組を進めていく上では、行政だけでなく、区 民、事業者、社会福祉協議会など、様々な主体と連携して課題に取り組んでいくこと が必要です。そのためには、様々な主体を含むネットワークの中で、情報や課題を共 有し、連携してそれぞれが課題に主体的に取り組むという視点が必要です。
- 従来の地域活動にハードルを感じている人にも、参加してもらいやすい入口や関心を 持つきっかけをつくることが必要です。そのためには、楽しいことや興味のあること などから関われる選択肢を示し、気軽に参加できる場や環境から、地域のことが自然 に考えられる流れを作るという視点が求められています。

第7期計画に向けては、これらの視点から取組内容を整理するとともに、新たな取組や展開も加えて、区民・各種支援機関・事業者等の皆さんとともに、中原区の地域福祉を推進してまいります。

中原区地域福祉計画の取組

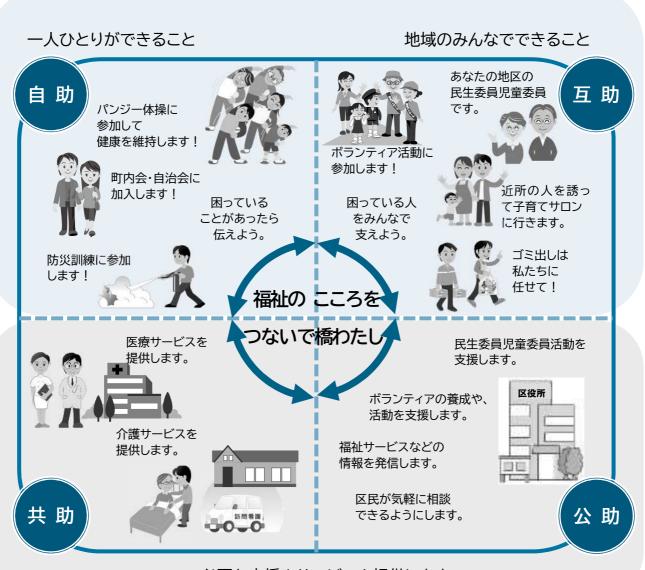
第2章

1 中原区がめざす地域福祉

統計データや、実態調査結果等からみられる区の課題、第6期計画の振り返り等を踏まえ、第7期中原区地域福祉計画は、第6期までの基本理念を踏襲し、4つの基本目標を設定します。

(1)基本理念「福祉のこころ、人と人との橋わたしで 支え合える地域づくり」

同じ地域に暮らす人と人との絆を深めることによって、互いの違いを認め合い、健やかで安心し自立した生活が送れるように、人と人との出会いを橋わたしします。また、地域を拠点にしたさまざまな団体・個人の活動や行政情報を区民に橋わたしすることで、活力とうるおいがあり、区民が主体となったお互いに支え合える地域づくりをめざします。



必要な支援やサービスを提供します

(2)基本目標

第6期計画の振り返りや中原区の現況、地域課題等を踏まえ、基本理念「福祉のこころ、人 と人との橋わたしで 支え合える地域づくり」に向けて、今期も次の4つの基本目標を掲げて、 引き続き取り組んでまいります。

基本目標 | 一人ひとりが主役の地域づくり

地域福祉を区民と協働で進めるためには、地域で行われている取組を見たり知ったりする中で、地域への関心や地域づくりの意識を高めることが大切です。そのためにも、まずはご自身の健康や暮らし方を考えてもらうきっかけとして、区民一人ひとりが身近で参加しやすい地域の健康づくりの場や交流の機会を提供します。

また、さまざまな地域活動の主体となっている人たちを支えるとともに、中原区で生活する多様な人たちが互いを認め合い、助け合える環境が次世代につながるよう、活動する仲間を増やす取組を推進します。

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり

地域福祉に関する情報を区民に届けるために、転入時や赤ちゃんが生まれた時など、 機会を捉えた適切な情報発信をより充実させます。また、困りごとを抱える人には、早い 段階からの相談支援を充実しながら、高齢者や障害のある方、外国人住民の方たちが適 切な支援を受けられるように取り組みます。

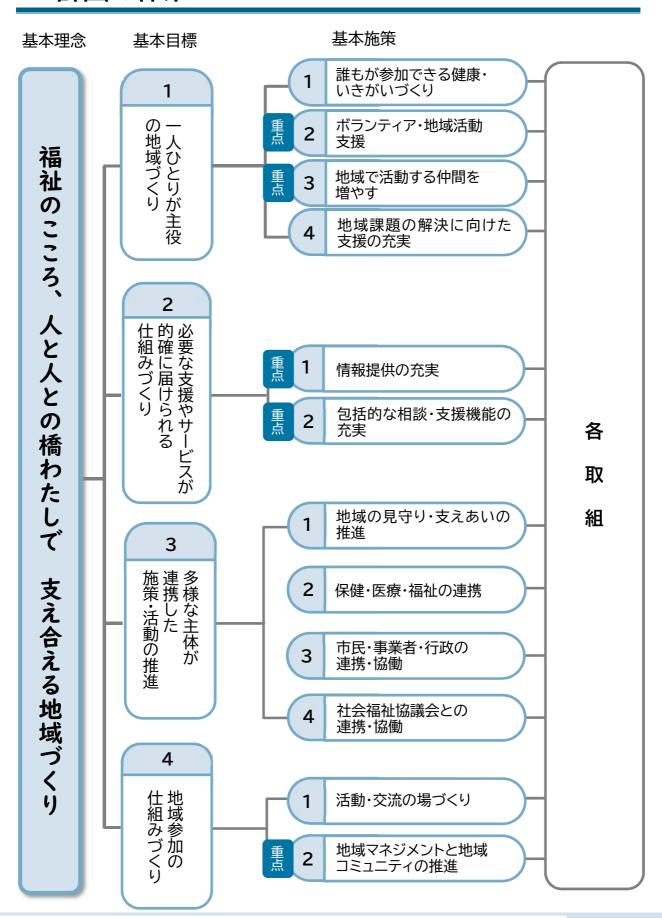
基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進

様々な主体間のネットワークを充実させることで、情報共有や地域包括ケアへの理解 を深めてもらうとともに、連携して地域福祉活動を推進していくための仕組みづくりに取 り組みます。

基本目標4 地域参加の仕組みづくり

区民の多様なニーズを受け止めながら、さまざまな地域資源をつなげることで、これまで地域活動に参加しづらいと感じていた人も気軽に参加できるような取組を引き続き進めます。また、区民が自分らしく、生活の質や生きがいを追求しながら日常生活を送れる地域の実現に向けて、関係機関と連携しながら地域活動の伴走支援を行います。

2 計画の体系



3 取組一覧

★ = 第7期計画で新たに 掲載した取組事業

基本目標1 一人ひとりが主役の地域づくり				
基本施策	No.	取組	所管課(担当)	
①誰もが参加できる 健康・いきがいづくり	1	「なかはらパンジー体操」で健康づくり・介護予防	地域支援課	
	2	なかはら親子体操「ミミケロはっぴぃダンス!」で 親子のふれあい促進	地域ケア推進課	
	3	さまざまな「スポーツ活動」で地域交流の活性化	地域振興課	
	4	「子育てグループ活動支援」で 地域の仲間と子育てを楽しむ	地域ケア推進課	
	5	「子育てボランティア研修」で いきいきと活動を続ける	地域ケア推進課	
重点	6	「子育てサロン」で地域コミュニティを支え、 広げる活動の推進	地域ケア推進課	
②ボランティア・地域	7	「すくすく子育てボランティア事業」で 安心して乳幼児の育児ができる環境をめざす	地域支援課	
活動支援	8	「健康づくり・介護予防グループ支援」で 地域の集いの場を創出する	地域支援課	
	9	「老人クラブ育成事業」で つながり・いきがいづくりの支援	高齢・障害課	
	10	「配食ボランティアへの支援」でサービス利用者に安心の提供	衛生課	
	11	「かわさき犬・猫愛護ボランティア等の支援」で 暮らしやすい地域へ	衛生課	
重点	12	「小中学生の赤ちゃんふれあい体験」で 互いに支え合う心を育む	地域ケア推進課 地域支援課 保育所等・地域 連携担当	
	13	「中原区子育て支援者の養成」で 地域の子育て力向上	地域ケア推進課	
③地域で活動する仲間 を増やす	14	「健康づくりや介護予防に係るボランティア支援」で 地域の健康状態の維持向上	地域支援課	
	15	「食生活改善推進員の養成」で セルフケア意識向上とつながりづくり	地域支援課	
	16	「認知症サポーターの養成」で 認知症の方の安心できる生活を支援	地域支援課	
	17	「地域包括ケアシステムの普及啓発」で 一人ひとりが主役の地域づくり	地域ケア推進課 地域支援課	
	18	「家庭教育推進事業」で 子どもを豊かに育む地域社会の創造	生涯学習支援課	
	19	「市民自主学級・市民自主企画事業」で 市民の主体的な学びの場の協働創設	生涯学習支援課	
④地域課題の解決に 向けた支援の充実	20	★「社会参加・共生推進学習」で 外国人市民の暮らしを支援	生涯学習支援課	
	21	「地域の防災活動の支援」で 災害を地域で乗り越える	危機管理担当	
	22	災害時における健康的な避難所生活や ペットの防災対策の推進	衛生課	
	23	地域団体等と連携した 安全安心なまちづくりの推進」	危機管理担当	

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり			
基本方針 No. 取組			所管課(担当)
	24	シニアの健康づくりなど「ホームページで情報発信」	高齢・障害課 地域支援課 地域ケア推進課
	25	「シニアのためのおでかけマップ」で健康維持増進	地域支援課
重点	26	自ら望む場で暮らし続けられる 「高齢期の快適な暮らしに関する情報発信」	衛生課
里点	27	子育て世帯の孤立を防ぐ「子育て情報の発信」	地域ケア推進課
①情報提供の充実	28	「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で 安心して子育てできる地域づくり	地域支援課
	29	安全で快適な 「赤ちゃんとの暮らしに関する情報発信」	衛生課
	30	「転入者への地域情報発信」で 幅広い層が参加する地域づくりへ	地域振興課 地域ケア推進課
	31	安心して新生活へ 対象に応じた転入者への情報提供」	地域ケア推進課 区民課
	32	安心して出産・子育てできるように 「妊娠期からの相談支援」	地域支援課
	33	健やかな成長確認のために 「乳幼児健康診査・育児相談」	地域支援課
	34	子育てをしながら安心して働くために 「保育所入所相談の充実」	児童家庭課
	35	地域における子育て支援の輪を広げる 「地域の子ども・子育て支援の充実」	保育所等·地域 連携担当
	36	「多胎児育児支援」で 孤立不安を軽減し安心して子育てを	地域支援課
重点	37	「中原区子どもの発達支援事業」で 安心して生活できる地域へ	地域支援課
②包括的な相談・支	爰 38	「家族教室」で精神疾患患者の家族が 将来も安心した生活を送る	高齢·障害課
機能の充実	39	「中原区要保護児童対策地域協議会の取組」で 子どもを守る地域のネットワークの充実	地域支援課
	40	早期発見・早期対応と適切な支援活動を行う 「虐待に係る相談支援体制の充実」	地域支援課 高齢・障害課
	41	大切な権利や財産を守るために 「成年後見制度への対応の充実」	高齢·障害課
	42	地域で身近な「高齢者・障害者の 相談体制の充実」で安心した生活を送る	高齢·障害課 地域支援課
	43	本人の意思を尊重した暮らしをサポートする 「認知症訪問支援事業」	高齢·障害課
	44	「区の取組における必要な配慮の実施」で お互いが理解し支えあう地域をめざす	地域ケア推進課
	45	★各取組の包括的かつ効果的な周知と広報活動	企画課 地域ケア推進課

基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進				
基本方針	No.	取組	所管課(担当)	
①地域の見守り・支え 合いの推進	46	いつまでも生活が続けられるように連携した 「ひとり暮らし等高齢者見守り事業」	高齢·障害課	
	47	地域の連携や協力体制づくりのための 「地域包括ケアに関する会議」の実施	高齢·障害課	
	48	「川崎市地域見守りネットワーク」で 異変のある住民を緊急支援	地域ケア推進課まか (地域みまもり 支援センター)	
	49	「川崎市災害時要援護者避難支援制度」で 地域が助け合える信頼関係を構築	危機管理担当	
②保健・医療・福祉の	50	「中原区在宅療養推進協議会との連携」による 在宅療養の普及啓発	高齢·障害課	
連携	51	「中原区防災連携協議会 医療救護ネットワーク部会」で災害時の連携強化	地域ケア推進課	
	52	「商店街と連携した地域のまちづくり推進事業」で 地域の活性化推進	地域振興課	
	53	身近な相談相手として住民を支える 「民生委員児童委員の活動支援」	地域ケア推進課	
	54	協働で地域課題の解決をめざす「市民提案型事業」	企画課	
	55	安全・安心な地域社会を築く「保護司会の活動支援 と社会を明るくする運動の推進」	地域ケア推進課	
	56	「健康づくりネットワーク」の構築と強化で 区民の健康づくりを推進	地域支援課	
	57	「中原区総合子どもネットワーク事業」で ともに地域の子どもの成長を見守る	地域ケア推進課	
 ③市民・事業者・行政の	58	「幼稚園・保育園・小学校連携事業」で 連続性を踏まえた子どもの育ちを支援	保育所等·地域 連携担当	
連携・協働	59	「保育所等人材育成・連携事業」で めざす保育の質の向上	保育所等·地域 連携担当	
	60	「中原区精神保健福祉連絡会」で 安定した地域生活を支援	高齢·障害課	
	61	「中原区地域自立支援協議会」で障害の有無に 関わらず暮らしやすい地域をめざす	高齢·障害課	
	62	「中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議」で 地ケアの取組と連携を推進	地域ケア推進課	
	63	活気ある中原区へ 「区内事業者と連携した地域づくりの推進」	地域ケア推進課	
	64	災害に強い中原区をめざす 「中原区防災連携協議会の取組推進」	危機管理担当	
	65	安心できる避難所となるために 「二次避難所施設連絡会議の開催」	高齢·障害課	
④社会福祉協議会との連携・協働	66	「中原区社会福祉協議会との連携」で おたがいさまのまちづくり	地域ケア推進課	

基	基本目標4 地域参加の仕組みづくり				
	基本方針	No.	取組	所管課(担当)	
	①活動・交流の場づくり	67	「なかはら子ども未来フェスタ」の開催を通した 地域で子育てを行う風土の醸成	地域ケア推進課	
		68	「なかはら福祉健康まつり」の開催を通した 地域福祉の推進	地域ケア推進課	
		69	ともに生きる地域社会へ「障がい者社会参加 学習活動ヤングジャンプセミナー」	生涯学習支援課	
		70	気軽に集い、つながりをつくる 「中原区民交流センターの運営」	地域振興課	
		71	「中原市民活動の集い『なかはらっぱ祭り』の開催」 で市民活動の活性化	地域振興課	
		72	★公園緑地の愛護活動を通した憩いの場づくり	道路公園センター	
		73	★地域におけるゆるやかなつながりの場づくり	地域ケア推進課	
	事	74	地域包括ケアを推進する「地域マネジメントの推進」	地域ケア推進課	
	①地域マネジメントと 地域コミュニティの 推進	75	「地域コミュニティの推進」で 自分らしく暮らせる中原区へ	企画課	

4 重点的に取り組む施策

第7期計画で掲げられている基本理念の実現のために、次の基本施策を重点的に取り組む施 策に位置付けることとし、課題の解決に向けて事業を推進します。

(1) ボランティア・地域活動支援

基本目標1-基本施策2

■ 区の事業に協力しているボランティアや団体等への支援だけではなく、自主的に活動 している団体や個人が継続して活動できるような支援や活動に応じたゆるやかなつ ながりづくりが求められています。



- → 活動支援により、個人としても自分らしく生きがいを持って暮らし続けることができる地域をめざします。

(2)地域で活動する仲間を増やす

基本目標1-基本施策3

- 地域活動に参加したことがある人は、町内会・自治会に関する活動、お祭りやイベント に関する活動、環境美化(ゴミ拾いなどを含む)に関する活動となっています。
- 地域で活動する団体の多くはメンバーを増やすことを望んでいる一方で、町内会・自治会や地域活動に参加していない理由として、きっかけがないとの声もあり、活動に関する情報提供やきっかけづくりが求められています。
- 特に、転入者や若い世代が多い中原区においては、地域とのつながりを持っていない・ 持ちにくい人へのつながりづくりが継続課題であり、子どもの頃から地域活動を体験し てもらうなど、地域に関心を持つ人を増やしていくことが必要です。



- ◇ 活動に新たに関わる仲間を増やすきっかけとして、養成講座等を開催してスムーズに 活動ができるように取り組みます。
- ◆ すぐに活動に関わらなくても、地域で困難を抱えている人たちを支える取組を知って もらうとともに、興味のある活動や自身の生活の中に取り入れやすい活動から気軽に 参加してもらうなど、地域に関心を持ってもらう働きかけを行います。
- ◇ 地域に関心を持つ人を増やしていくことで、地域力の底上げをめざします。

(3)情報提供の充実

基本目標2-基本施策1

- 保健や福祉の情報の入手先が、多い順に、市の広報、インターネットのホームページ、 町内会・自治会の回覧板となっており、区民にとっては情報を得る方法がまだまだ受け 身中心と言えます。また、日常生活で心配ごとや悩みごとがあるときの相談先として、 同居している家族や友人・知人、離れて暮らしている家族に相談する人が多くいます。
- 転入者に対しては、中原区の地域福祉に関する普及啓発や地域情報の提供が求められていると同時に、中原区の魅力等を発信してもらう人材を地域に増やしていく啓発も必要です。



- ◇ 困った時に頼れる制度やサービスなどの正確な情報を対象に応じた手段により適切に 発信し、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐ取組を進めていきます。
- ◆ 転入者に向けては、転入の際に地域情報や福祉に関する情報の入手先などをまとめて 提供し、地域をより身近に感じてもらえるように工夫します。

(4)包括的な相談・支援機能の充実

基本目標2-基本施策2

- 保健や福祉の団体の認知度は、多い順に児童相談所、こども文化センター、総合福祉センター(エポックなかはら)となっており、地域みまもり支援センターや地域包括支援センターなどはあまり知られていません。
- 虐待や引きこもりなど、区役所だけでは対応しきれない、専門性が必要とされる問題に対しては、活動団体や関係機関との連携により、要支援者の情報を把握していくとともに適切な支援へとつなげていくことが必要です。一方で、そのような問題に至らないような予防的支援も求められています。



- ◇ 困りごとを抱える区民の中でも、自分はまだ支援が必要ではないと認識している人たちについて、日常生活の中で地域や専門機関との接点を増やしていくことで、相談しやすい環境を引き続き整備します。
- ◆ 区民と地域の支援者や行政とのゆるやかなつながりを創出する中で、適切な機会を捉 えて問題が複雑化する前にきめ細やかな支援につなげます。

(5)地域マネジメントと地域コミュニティの推進

基本目標4-基本施策2

- 地域活動やボランティア活動に参加したきっかけは、自分たちのために必要な活動だから、人の役に立ちたいから、家族・友人・知人から誘われたからという理由が多く、反対に地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由としては、仕事や家事が忙しく時間がない、きっかけがつかめない、身近に活動グループや仲間がいない・知らないといった声が聞かれます。他方で、きっかけがあれば・活動する時間ができれば、興味を持てる活動があれば参加したいという人もいます。
- 区民のライフスタイルに合った関わり方の提示や提供が求められており、自らの興味関心や楽しみに感じることから、地域との接点が生み出せるような工夫が必要です。



- ◇ 区民の多様なニーズを受け止めながら、さまざまな地域資源をつなげることで、これまで地域活動に参加しづらいと感じていた人にも気軽に参加を促せるような取組を引き続き進めます。
- ◆ 区民が自分らしく、生活の質や生きがいを追求しながら日常生活を送れる地域の実現 に向けて、関係機関と連携しながら地域活動の伴走支援を行います。

5 具体的な取組

【表の見方】

施策番号 (取組名)

通し番号 事業・取組名

社協

※中原区社会福祉協議会と、特に連携を強化して 推進する取組を示しています。

事業・取組の主な内容

関連する部署※

※「関連する部署」欄には、区役所内において、個々の取組を主管する部署または関連する 所管部署を掲載しています。

基本目標1 一人ひとりが主役の地域づくり

■取組名

基本施策1 誰もが参加できる健康・いきがいづくり

1 「なかはらパンジー体操」で健康づくり・介護予防

区民が集い交流するきっかけとして、ご当地体操「なかはらパンジー体操」をボランティアグループ「なかはらパンジー隊」とともに普及啓発します。区民に自身の健康を意識しながら運動習慣を身に付けてもらうとともに、相互に張りのある生活をめざせるよう支援します。また、関係機関と連携し身近に参加できる環境の整備や情報発信を図ります。

地域支援課

2 なかはら親子体操「ミミケロはっぴいダンス!」で親子のふれあい促進

楽しみながら地域の愛着を醸成するため、なかはら親子体操『ミミケロはっぴぃダンス!』を活用し、乳幼児を持つ親子のふれあいを促進します。

地域ケア推進課

3 さまざまな「スポーツ活動」で地域交流の活性化

かわさきスポーツパートナー等と連携した各種教室や地域団体によるスポーツイベント等を通じて、区民の交流機会を創出するとともに地域のスポーツチームへの愛着を醸成し、地域の活性化を図ります。

地域振興課

基本施策2 ボランティア・地域活動支援

重点施策

4 「子育てグループ活動支援」で地域の仲間と子育てを楽しむ

社協

子育て世帯が孤立せずに子育てを楽しむ地域をめざし、区内を中心に活動している子育てグループを支援します。また、関心のある親子が子育てグループに効果的につながっていけるように中原区総合子どもネットワークをはじめとした関係機関と連携します。

地域ケア推進課

5 「子育てボランティア研修」でいきいきと活動を続ける

区内で子育てボランティア活動をしている人が、ボランティア同士の交流や研修会等を通じて、様々な方と連携でき、子育て支援をする上で有用な情報や知識を獲得することで、活動が活性化できるように支援します。

地域ケア推進課

6 「子育てサロン」で地域コミュニティを支え、広げる活動の推進

親子の孤立を防ぎ、子育て中の不安を軽減するために、親子支援活動をしている子育てサロンの運営を支援します。子育てサロンを通して、世代を超えた交流をさらに活発化させ、コミュニティづくりを推進します。

地域ケア推進課

7 「すくすく子育てボランティア事業」で安心して乳幼児の育児ができる環境をめざす

地域で安心して乳幼児の育児ができる環境をめざし、地域と行政が連携して地域の育児力の向上を図ります。地域で子育て支援活動を行うボランティアの養成とボランティア活動が継続できるよう引き続き支援します。

地域支援課

8 「健康づくり・介護予防グループ支援」で地域の集いの場を創出する

地域包括支援センター等の関係団体と連携し、健康づくり及び介護予防活動を行うきっかけづくりを行います。個人だけでなく地域の課題やニーズを共有し、さらなる活動が行えるよう支援を行い、地域の集いの場を創出します。

地域支援課

9 「老人クラブ育成事業」でつながり・いきがいづくりの支援

健康・友愛・奉仕を活動の方針とし、会員相互のつながりづくりや生きがいづくり、奉仕活動等を目的に各種スポーツ大会や演芸大会、清掃活動、研修会等を行う老人クラブの活動を支援します。

高齢・障害課

10 「配食ボランティアへの支援」でサービス利用者に安心の提供

高齢者等への配食ボランティアに対し、配食等ボランティア届の提出時等に、食品衛生に関する助言や情報提供を行います。食中毒等のリスクの低減を図り、利用者が安心してサービスを利用できるように、ボランティア活動を支援します。

衛生課

11 「かわさき犬・猫愛護ボランティア等の支援」で暮らしやすい地域へ

かわさき犬・猫愛護ボランティアと情報の共有を図り、活動を支援します。 また、暮らしやすい地域づくりの一助として、野良猫による生活環境被害の 軽減を図るため、川崎市地域猫活動サポーターによる地域猫活動を支援しま す。

衛生課

基本施策3 地域で活動する仲間を増やす

重点施策

12 「小中学生の赤ちゃんふれあい体験」で互いに支え合う心を育む

子どもたちが命を大切にし、地域で互いに支え合う心を育むことをめざし、小中学生と乳幼児の親子とのふれあい体験を行います。また、地域の親子との関わりを通して身近な地域福祉を学び、子どもの頃から地域活動を体験できる機会を提供します。

地域ケア推進課 地域支援課 保育所等・地域 連携担当

13 「中原区子育て支援者の養成」で地域の子育て力向上

社協

子育て支援活動に興味がある住民が地域の活動に参加しやすくなるよう、 子育て支援者養成講座を開催します。さまざまな親子のニーズや支援の手 法等を学び、支援者のパワーアップを図るとともに、地域の子育て支援活動 団体等につないでいくことで地域の子育て力の底上げを図ります。

地域ケア推進課

14 「健康づくりや介護予防に係るボランティアの支援」で地域での健康状態の維持向上

健康づくりや介護予防を通し「お互いさまのまちづくり」をめざし、住民同士が助け合いながら、地域での健康状態の維持向上をめざす地域の人材の発掘や育成を行い、ボランティア活動グループの支援を行います。

地域支援課

15 「食生活改善推進員の養成」でセルフケア意識向上とつながりづくり

全世代の地域住民のセルフケア意識向上と食を通じたつながりづくりに向け、食育の担い手を増やすため、食生活改善推進員養成教室を実施します。 また、食生活改善推進員の活動に関する情報発信や主体的な取組を支援します。

地域支援課

16 「認知症サポーターの養成」で認知症の方の安心できる生活を支援

幅広い年齢層の地域住民に認知症の正しい知識を普及啓発し、認知症の方やその家族を地域で支える支援者の増加をめざします。地域包括支援センターとともに、企業や区全域でのサポーター養成講座を開催し、認知症の方が安心して地域で生活できるように支援します。

地域支援課

基本施策4 地域課題の解決に向けた支援の充実

17 「地域包括ケアシステムの普及啓発」で一人ひとりが主役の地域づくり

地域包括ケアの考え方が地域に浸透することをめざし、住民や団体、企業など、様々な主体と連携を図りながら、地域包括ケアの構築に向けた普及啓発を推進します。地域住民が役割といきがいを持ち、自発的に支え合えるよう、各種広報媒体によるセルフケア意識の啓発や、地域活動への参加や交流を動機づけるための支援を進めていきます。

地域ケア推進課 地域支援課

18 「家庭教育推進事業」で子どもを豊かに育む地域社会の創造

子どもを豊かに育む地域社会の創造をめざし、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し、幼児や学齢期の子育て中の親に向けた家庭地域教育学級のほか、親子交流の場である子育て支援啓発事業「くるるん広場」や子育ておしゃべり広場「なないろ」など多種多様な学びや交流の場を提供します(令和7年度からは指定管理者が事業を継続します。)。

生涯学習支援課

19 「市民自主学級・市民自主企画事業」で市民の主体的な学びの場の協働創設

地域や社会の課題解決に向けた市民の主体的な生涯学習の支援に資する ため、市民との協働で学びの場を創設します(令和7年度からは指定管理者 が事業を継続します。)。

生涯学習支援課

新規

20 「社会参加・共生推進学習」で外国人市民の暮らしを支援

外国人市民が日本で安心して生活できるように、ボランティアの支援により日常生活に必要な基礎的日本語を身に付けながら交流を図る学びの場を支援します(令和7年度からは指定管理者が事業を継続します。)。

生涯学習支援課

21 「地域の防災活動の支援」で災害を地域で乗り越える

自助・共助の考え方に基づき、住民同士が助け合って災害に備え、災害を地域で乗り越えることができるよう支援します。ぼうさい出前講座等での啓発、防災訓練の相談・実施、防災用資器材購入費用の一部助成のほか、災害に備える地域の一人ひとりが防災要員であるため、自主防災組織の結成・加入等を促進します。

危機管理担当

22 災害時における健康的な避難所生活やペットの防災対策の推進

災害時の避難所生活を健康により快適に過ごすため、環境衛生・食品衛生・感染症対策・ペットの防災の観点から情報提供を行うとともに、避難所の生活環境の改善や食中毒・感染症等の予防に取り組みます。

衛生課

23 地域団体等と連携した「安全安心なまちづくりの推進」

警察や地域団体等と連携し、各年代への交通安全教室の実施、街頭での啓発活動、防犯講座や防犯パトロール用品の貸与等の自主防犯組織への支援を通じて、安全・安心なまちづくりの取組を推進します。

危機管理担当

基本目標2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり

■取組名

基本施策1 情報提供の充実

重点施策

24 シニアの健康づくりなど「ホームページで情報発信」

必要な人に必要な情報がタイムリーかつ、より分かりやすく伝わることをめざし、シニアが集える場や介護予防等健康づくりに関すること等をホームページにより情報発信します。

高齢・障害課 地域支援課 地域ケア推進課

25 「シニアのためのおでかけマップ」で健康維持増進

住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らせることをめざし、自身の健康を維持増進し、地域活動や公的サービスを積極的に活用できるように情報を取りまとめた「シニアのためのおでかけマップ」「おでかけマップ情報一覧」の充実を図ります。

地域支援課

26 自ら望む場で暮らし続けられる「高齢期の快適な暮らしに関する情報発信」

住み慣れた地域や自ら望む場でより快適に暮らし続けることができるように、高齢者施設には、施設の維持管理について助言を行い、自宅で過ごされる方には、快適に暮らすための情報を提供します。

衛生課

27 子育て世帯の孤立を防ぐ「子育て情報の発信」

子育て世帯の孤立を防止し、子どもの成長を見守る寛容と互助の地域をめざして、子育て期に適した情報を提供します。ガイドブック等を作成し、出生時や転入時に配布するほか、ホームページやアプリでも発信します。

地域ケア推進課

28 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で安心して子育てできる地域づくり

子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域とのつながりを持てるようにすることで、安心して子育てできる地域づくりをめざし、訪問を希望する生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭へ訪問員が訪問します。地域の子育て情報を適切に届け、相談を希望する方を支援につなげるため、訪問員の養成及びスキルアップ研修等を開催します。

地域支援課

29 安全で快適な「赤ちゃんとの暮らしに関する情報発信」

赤ちゃんを含めた家族が安全で快適に暮らせる環境について助言します。 室内空気環境、化学物質対策、ダニ・カビ対策、誤飲事故防止、食中毒予防、 感染症予防などについてわかりやすく情報提供します。

衛生課

30 「転入者への地域情報発信」で幅広い層が参加する地域づくりへ

転入者が多い中原区において、地域や福祉を知るきっかけを作り、より幅広い層の参加による地域づくりを進めていくため、転入時の地域情報の発信を行うほか、武蔵小杉駅周辺地域においては、マンション管理組合等との連携を推進します。

地域振興課 地域ケア推進課

31 安心して新生活へ「対象に応じた転入者への情報提供」

転入者が安心して中原区で生活できるよう、対象に応じた行政情報を提供します。例として、子育て世帯の転入時には、月齢や年齢に応じた子育て 支援施設や困った時に相談できる機関等の情報を提供するなど、暮らしを支援します。

地域ケア推進課 区民課

基本施策2 包括的な相談・支援機能の充実

重点施策

32 安心して出産・子育てできるように「妊娠期からの相談支援」

安心して妊娠・出産、子育てができるよう、切れ目ない支援をめざし、妊娠中は妊娠届時や妊娠中の面談や両親学級等、産後は新生児訪問や医療機関との連携等で、子育て支援・地域情報等の提供を行います。

地域支援課

33 健やかな成長確認のために「乳幼児健康診査・育児相談」

乳幼児の健やかな成長発達の確認と保護者の育児不安の軽減を目的として、乳幼児健康診査事業や育児相談を実施します。

地域支援課

34 子育てをしながら安心して働くために「保育所入所相談の充実」

保育を必要とする家庭に適切な情報提供を行うことで、不安の解消を図りながら、児童福祉法に基づく、認可保育園の入所等にかかる一連の手続きを適正に実施します。また、入所保留者への認可保育園の最新空き状況の提供や、必要とする保育サービスのマッチングによる適切なアフターフォローを実施し、子育てをしながら安心して働けるよう支援します。

児童家庭課

35 地域における子育て支援の輪を広げる「地域の子ども・子育て支援の充実」

子育て世帯の孤立を防止し、子どもの成長を見守る寛容と互助の地域をめざして、中原区保育・子育て総合支援センター、地域子育て支援センター、公立保育所等を中心に地域子育て支援事業を行います。地域の親子向けに子育て相談、交流の場の提供等とともに、区内の公民保育所や地域子育て支援センター等の子育て支援関係者を対象に研修や連携会を開催し、関係機関の連携を推進します。また、子育てにおける「互助」の人材発掘を行い、実際に活躍できる場を設け、地域における子育て支援の輪を広げます。

保育所等·地域 連携担当

36 「多胎児育児支援」で孤立不安を軽減し安心して子育てを

多胎児世帯の孤立や不安を軽減し、虐待予防や安心して子育てができる 環境をめざして地域における多胎児育児支援の基盤づくりに取り組みます。 地域における双子の会(ツインキッズ)を開催し、多胎児を育てる保護者の自 助・互助力を強化するほか、ピーナッツ通信を発行し、情報発信を行います。

地域支援課

37「中原区子どもの発達支援事業」で安心して生活できる地域へ

発達に何らかの課題がある子どもとその保護者の孤立や不安を軽減し、 安心して生活できる地域をめざし、発達支援活動の向上を図るために、関係 機関や関係団体と協働して、発達課題の理解を深めるための情報提供や保 護者同士の相互支援の推進に取り組みます。

地域支援課

38 「家族教室」で精神疾患患者の家族が将来も安心した生活を送る

統合失調症等の精神疾患の患者を持つ家族が将来も安心して生活できるように、家族会と連携して、精神科医療を中心とした正しい知識の提供を目的とした講演会を開催します。市民の不安や疑問を解消出来るように、家族や対象者の高齢化等、状況の複雑化も踏まえて、必要な情報を提供できる企画調整を行い、ホームページを活用した広報等の情報発信を行います。

高齢·障害課

39 「中原区要保護児童対策地域協議会」で子どもを守る地域のネットワークづくり

円滑で充実した「子どもを守る地域ネットワーク」づくりをめざし、虐待を受けている児童をはじめとする要保護・要支援児童の早期発見及び適切な保護や支援のため、関係機関が情報や考え方を共有し連携を図ります。協議会は代表者会議、実務者会議、個別支援会議の3層で構成され、行政、関係機関が構成員となり支援に必要な情報交換などを行います。

地域支援課

40 早期発見・早期対応と適切な支援活動を行う「虐待に係る相談支援体制の充実」

児童虐待の早期発見・早期対応及び発生予防をめざし、乳幼児健診、新生児訪問や育児支援家庭訪問事業などにおいて、児童虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭など養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援活動を行います。また、児童虐待の相談・通告について、疑い状態であっても多職種の多角的視点によるアセスメントを踏まえて、援助方針を組織的に決定します。中原区要保護児童対策地域協議会を設置し、多職種や児童相談所等と適切な連携の下で対応します。

地域支援課 高齢・障害課

高齢者や障害者に係る虐待については、地域包括支援センターや障害者相談支援センター及び関係機関と連携し、相談や通報への迅速な対応・支援を行います。

41 大切な権利や財産を守るために「成年後見制度への対応の充実」

判断能力が不十分な人が社会で不利益や被害を受けることがないよう、 大切な権利や財産を守るために、パンフレットを活用しながら成年後見人制 度利用の説明を適切に行います。また、行政による申立が必要な状況でも、 必要な人への現状把握をしながら適切な対応を行います。

高齢·障害課

42 地域で身近な「高齢者・障害者の相談体制の充実」で安心した生活を送る

高齢者や障害のある方が地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターや障害者相談支援センターが地域の身近な相談窓口となり、生活や健康、医療・介護に関する相談、権利擁護業務、地域活動への支援等を行います。また、地域の連携・協力体制づくりへの取組のほか、個別課題の解決に向け、関係機関等とも連携を図ります。

高齢·障害課 地域支援課

43 本人の意思を尊重した暮らしをサポートする「認知症訪問支援事業」

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医師、看護師、社会福祉士等の複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の方及びその家族に対する初期の支援を行い、自立生活のサポートを行います。

高齢・障害課

44 「区の取組における必要な配慮の実施」でお互いが理解し支えあう地域をめざす

障害を持つ方や外国籍の方など様々な背景を持った方が参加し、お互いに理解しながら支えあう地域をめざし、イベント等における聴覚的な支援者の配置や両親学級、乳幼児健診などにおける通訳派遣など、必要な配慮に取り組みます。

地域ケア推進課

新規

45 各取組の包括的かつ効果的な周知と広報活動

地域福祉に関わる取組を集約し、区役所として現在どのような取組を、どのように訴求することが効果的かというのを包括的に検討し、なかはらメディアネットワークや既存のリソース等(イベント、地域の方が参加する定例会議など)を用いて発信します。

企画課 地域ケア推進課

基本目標3 多様な主体が連携した施策・活動の推進

■取組名

基本施策1 保健・医療・福祉の連携

46 いつまでも生活が続けられるように連携した「ひとり暮らし等高齢者見守り事業」

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活が続けられるようひとり暮らし等高齢者の見守りや声かけなどを行います。また地域全体で支援していく体制づくりを目的に行う実態調査を通じて、高齢者の生活実態を把握し、民生委員と連携しながら見守りにつなげます。

高齢·障害課

47 地域の連携や協力体制づくりのための「地域包括ケアに関する会議」の実施

地域の中で高齢者が安心して暮らし続けられるよう、高齢者の実態把握や 課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築をはじめ、個別課題の解 決に向けた検討を通じて地域の連携・協力体制づくりを行うため、関係機関 等とともに地域ケア会議を行います。

高齢·障害課

48 「川崎市地域見守りネットワーク」で異変のある住民を緊急支援

地域社会全体で支えるネットワークの構築をめざし、協力事業者などから 連絡のあった、異変のある地域住民の情報を元に関係部署と連携し、訪問等 の必要な支援を行います。また、協力事業者の拡充等、きめ細やかなネット ワーク構築により効果的な事業を実施します。 地域ケア推進課 ほか (地域みまもり 支援センター)

49 「川崎市災害時要援護者避難支援制度」で地域が助け合える信頼関係を構築

自分ひとりでは災害時に避難が難しい高齢者や体の不自由な支援が必要な方に対して、地域が助け合って速やかに避難するよう自主防災組織への登録者の情報提供や避難支援の協力依頼を行う等、町内会長、町内会担当者や民生委員をはじめとする地域が一体となった定期的な訪問などを通じて、信頼し合える顔の見える関係を構築します。

危機管理扣当

基本施策2 保健・医療・福祉の連携

50「中原区在宅療養推進協議会との連携」による在宅療養の普及啓発

誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる 地域の実現をめざし、在宅療養を選択肢のひとつとして検討できるよう、中 原区在宅療養推進協議会と連携して区民向けシンポジウムの開催、関係者と の勉強会を行います。

高齢・障害課

51「中原区防災連携協議会医療救護ネットワーク部会」で災害時の連携強化

大規模災害の発生に備えて、区内の医療機関、医療関係者、学校、消防署等との連携強化に引き続き取り組むとともに、災害時の情報共有や連携など円滑な医療・救護活動実施のための体制づくり及び訓練を行います。

地域ケア推進課

基本施策3 市民・事業者・行政の連携・協働

52 「商店街と連携した地域のまちづくり推進事業」で地域の活性化推進

商店街を地域の情報交換や交流の場とすることをめざし、商店街と連携し各種教室や地域交流イベントを開催することで、世代や地域間の交流機会の提供及び地域の活性化を推進します。

地域振興課

53 身近な相談相手として住民を支える「民生委員児童委員の活動支援」

社協

地域における身近な相談相手として住民の相談に応じ、地域住民の生活 課題を解決する民生委員児童委員の活動を支援します。各地区の定例会等 の場で「地域版活動強化方策」等を通じた地域情報の共有により、行政・民生 委員児童委員・事業者等が一体となり地域課題を解決できるよう取り組みま す。また、民生委員児童委員の活動について、住民の理解を得られるよう広 く周知します。

地域ケア推進課

54 協働で地域課題の解決をめざす「市民提案型事業」

地域の課題を区民との協働により解決するため、引き続き市民提案型事業を実施します。

企画課

55 安全・安心な地域社会を築く「保護司会の活動支援と社会を明るくする運動の推進」

更生保護への理解を広め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、中原区保護司会の活動が円滑に行われるよう支援するとともに、区内の各種団体と連携して「社会を明るくする運動」を着実に進めます。

地域ケア推進課

56 「健康づくりネットワーク」の構築と強化で区民の健康づくりを推進

「川崎市健康増進計画第2期かわさき健康づくり21」に基づき、中原区の健康課題の解決に向けて「健康づくり推進連絡会議」等で協議し、区の特性を生かしたネットワークを強化します。また、中原区食育推進分科会を設置し、関係団体等と連携して「第5期川崎市食育推進計画」を推進します。

地域支援課

57「中原区総合子どもネットワーク事業」でともに地域の子どもの成長を見守る 社協

子育てに関する様々な団体や個人が共に地域の子どもの成長を見守る関係作りをめざし、子育て・子ども支援や関係団体による情報交換・相互協力を推進し、課題の把握や解決を図り、健やかな成長を促す環境の整備や仕組みづくりを行います。

地域ケア推進課

58「幼稚園・保育園・小学校連携事業」で連続性を踏まえた子どもの育ちを支援

区内の幼稚園・保育園・小学校の教職員が、相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援します。

園長・校長連絡会や連携担当者連絡会、小学校授業参観や保育園・幼稚園 実習等を通じ、子どもに関する諸課題について情報共有を図りながら、連 携・交流を進めます。 保育所等·地域 連携担当

59 「保育所等人材育成・連携事業」でめざす保育の質の向上

保育の質の向上、保育施設相互の連携や交流の促進をめざし、保育園が必要とする実践的な研修や連絡会を行うとともに、保育施設の職員が相互に意見交換を行い学び合える公開保育や実習研修を行います。

中原区保育・子育て総合支援センターにおいては、保育園という実践 フィールドや研修機能を活用し、人材育成を行います。区全体での保育内容 研修、公立保育園職員による実技研修等、職員体制上、研修参加が難しい保 育施設には、オンラインを活用するなどニーズに合わせた支援を行います。 保育所等·地域 連携担当

60「中原区精神保健福祉連絡会」で安定した地域生活を支援

誰もが安心した地域生活が送れるように、対応が困難な精神障害者の支援について、行政、医療、警察等の関係機関がそれぞれの取組内容や状況について意見・情報交換を行う会議を開催します。相互理解を深める事で、関係機関との連携体制をより円滑にし、精神障害者の安定した地域生活が継続できる様に、今後も各機関とのネットワークのもと障害者支援を行います。

高齢·障害課

61「中原区地域自立支援協議会」で障害の有無に関わらず暮らしやすい地域をめざす

障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域をめざして、障害者支援に関わる地域の関係機関が集まり、課題の共有や解決に向けた協議を行います。相談支援の場における実例を題材とした事例検討を様々な立場の参加のもと実施することで、より実情に応じた多角的な議論を行います。

高齢·障害課

62 「中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議」で地ケアの取組と連携を推進

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく協議及び情報共有を図ることを目的に、中原区における住民、企業、団体と行政等で構成するネットワーク会議を開催し、地ケアの構築に関する取組及び連携を推進します。

地域ケア推進課

63 活気ある中原区へ「区内事業者と連携した地域づくりの推進」

地域に関わる区内事業者等の様々な主体が資源を持ち寄り、地域が抱える課題に連携して取り組むことで、活気ある地域づくりを推進します。

地域ケア推進課

64 災害に強い中原区をめざす「中原区防災連携協議会の取組推進」

区内の地域住民、関係団体、企業、学校等の約130の団体と行政機関で構成する中原区防災連携協議会を開催し、平時から顔の見える関係を築きながら、地域関係者が連携する災害に強いまちをめざし、5つの分野における防災上の課題検討や情報共有を図ります。

危機管理担当

65 安心できる避難所となるために「二次避難所施設連絡会議の開催」

災害発生時に、一般的な避難所において生活に支障を来す人がいる場合に、的確な二次避難所の設置・運営を行うことができるよう、中原区における二次避難所社会福祉施設と区役所が連携を図り、情報交換を行うとともに、課題の抽出や検討のための連絡会議を開催します。

高齢·障害課

基本施策4 社会福祉協議会との連携

66 「中原区社会福祉協議会との連携」でおたがいさまのまちづくり

中原区社会福祉協議会と連携し、お互いの役割や機能を一層発揮しながら地域福祉を推進します。また、社会福祉協議会における中原区地域福祉活動計画の取組と連携しながら、おたがいさまのまちづくりを進めます。

地域ケア推進課

基本目標4 地域参加の仕組みづくり

■取組名

基本施策1 活動・交流の場づくり

67「なかはら子ども未来フェスタ」の開催を通した地域で子育てを行う風土の醸成

子育て世帯と子どもに関わる地域団体等の交流の機会を創出し、中原区全体で子育てを行う風土の醸成を推進することを目的とし、区民が主体的に作り上げる「なかはら子ども未来フェスタ」を開催します。

地域ケア推進課

68 「なかはら福祉健康まつり」の開催を通した地域福祉の推進

社協

お互いに理解し、支えあうふれあいの場である「なかはら福祉健康まつり」 を通して、誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくりをめざすとともに、福 祉や健康について考える機会を提供します。

地域ケア推進課

69 ともに生きる地域社会へ「障がい者社会参加学習活動ヤングジャンプセミナー」

地域での体験活動や交流等の学習機会を提供し、障がいのある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、ともに生きる地域社会の実現をめざします。参加者・ボランティアの垣根を超えた多世代交流や活動は話し合いで決定する過程など、自主的な取組を支援します(令和7年度からは指定管理者が事業を継続します。)。

生涯学習支援課

70 気軽に集い、つながりをつくる「中原区民交流センターの運営」

区内の市民活動を推進する施設として、さまざまな活動をしている団体同士が気軽に情報交換し、区内の市民活動情報が集まる場所づくりをめざしています。さらに効果的な広報を行い、区民が気軽に集いつながりを作る場としての周知を図っていきます。

地域振興課

71「中原市民活動の集い『なかはらっぱ祭り』の開催」で市民活動の活性化

市民活動の活性化による市民自治の確立に向けて、中原区民交流センター「なかはらっぱ」に登録している市民活動団体が企画から運営まで主体的に行うイベントを支援します。

地域振興課

イベントでは来場する区民との交流を図る機会も設け、団体の活動を広く 周知するとともに、団体相互の交流を推進します。

新規 72 公園緑地の愛護活動を通した憩いの場づくり

公園緑地の日常的な維持管理をしている、地域の方を中心に構成された 公園緑地愛護会や管理運営協議会とともに、公園緑地がより身近で、地域の 憩いの場となるよう、愛護活動の活性化を図ります。

道路公園センター

新規 73 地域におけるゆるやかなつながりの場づくり

ご近所さんぽやオンラインでの体操などを通して、さまざまな方が広く参加しやすい場づくりを行い、ゆるやかなつながりの創出を促進します。

地域ケア推進課

基本施策2 地域マネジメントと地域コミュニティの推進

重点施策

74 地域包括ケアを推進する「地域マネジメントの推進」

地域情報を収集・分析・共有し、地域のさまざまな活動主体と連携した地域づくりを進めるとともに、庁内の分野横断での連携体制を一層強化していきます。また、把握・蓄積した地域活動のノウハウを区民の主体性を引き出す取組や活動に反映・還元していくことにより、誰もが住み慣れた地域や本人が望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。

地域ケア推進課企画課

75 「地域コミュニティの推進」で自分らしく暮らせる中原区へ

地域主体の新たな活動や価値を生み出す基盤である「ソーシャルデザインセンター」の取組など、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく支援をすることにより、地域住民がつながりを持ち、誰もが自分らしく暮らせるまちになるように取組を進めます。

企画課

6 地域福祉計画の進め方

区民、地域の活動者・地域組織・福祉関係団体、事業者等、社会福祉協議会、行政(区)が それぞれの役割を持って自助・互助・共助・公助をバランスよく機能させ、地域福祉計画を推 進していきます。

【推進の什組み】

それぞれの役割

具体的な行動や取組

自助

区民一人ひとりが自分でできること

<例えば…>

- * 自らの健康管理→健康診断の受診など
- ◆ 健康づくり・いきがいづくり

→健康体操や趣味のサークルへの参加など

- ◆ 地域活動への参加
 - →地域での防災訓練やボランティア活動への参加など
- * 近所や身近な人と普段から交流を持つこと
- 町内会、自治会等に加入すること

互助

隣近所や地域住民同士の 助け合いなど

<例えば…>

- ◆ 地域の見守り・支え合いの推進のため、高齢者の見守り 事業や登下校の見守りなど
- * 町内会・自治会で行われる地域活動に参加すること
- ◆ ボランティアに登録して活動すること

共助

社会保険のような 制度化された 相互扶助のこと

<例えば…>

- ◆ 医療サービスの提供
- * 介護サービスの提供

公助

法律などに基づき、 行政機関などが提供 するサービス

<例えば…>

- ◆ 情報提供の充実
 - →冊子・ホームページ等による情報発信など
- 相談支援体制の充実
- ◆ 生活困窮者への支援の推進

→就労自立支援・学習支援など

虐待相談支援体制の充実など

7 計画の進捗管理

【区の方針決定・進捗管理・役割分担】

計画の推進にあたっては、区役所の地域包括ケアシステム及びコミュニティ施策の方針 決定を行う「中原区地域包括ケアシステム・コミュニティ施策推進本部会議」にて、区の取 組の進捗管理及び推進に係る検討を行います。

また、学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「中原区地域福祉計画推進検討会議」において、区民の視点で計画の推進及び進行管理等の点検を行います。

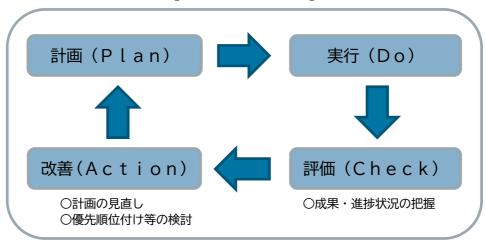
2つの会議は連携しながら、PDCAサイクルにより中原区地域福祉計画を推進していきます。

【計画の進行体制】

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

【計画の推進・進行管理・点検・見直し】

【PDCAサイクル】



資料編

(1) 第7期中原区地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
令和 4 年 11~12 月	第6回 川崎市地域福祉実態調査	・地域活動やボランティア活動に関する調査 ・保健・福祉に関する調査 など
令和5年 6月12日	第1回 中原区地域福祉計画推進 検討会議	・中原区地域福祉計画について ・第6期中原区地域福祉計画進捗状況について
8月1日	第2回中原区地域福祉計画推進検討会議	・第7期川崎市地域福祉計画について ・第7期中原区地域福祉計画の骨子【基本理念・目標・施策】(案)について ・第7期中原区地域福祉計画における重点施策(案) ・第7期中原区地域福祉計画の構成(案)と具体的な 取組の記載イメージについて
9月26日	第3回 中原区地域福祉計画推進 検討会議	・第7期中原区地域福祉計画の素案(案)について ・今後のスケジュールについて
●月●日~ 令和6年 ●月●日	パブリックコメント	意見募集
●月●日	区民説明会	
●月●日	第4回 中原区地域福祉計画推進 検討会議	・パブリックコメント及び区民説明会の結果報告 ・第7期中原区地域福祉計画案の確認

■区民説明会・パブリックコメントの結果



(2) 中原区地域福祉計画推進検討会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中原区地域福祉計画推進検討会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

- 第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を 求める。
 - (1)地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
 - (2)地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
 - (3)地域包括ケアシステムの推進に関すること。
 - (4) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

- 第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、地域福祉計画の計画期間とし、必要に応じて開催することとする。

(関係者の出席)

第5条 会議は必要があると認めるときは関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、中原区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 - (中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱の廃止)
- 2 中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(3) 中原区地域福祉計画推進検討会議(任期:R3.4~R6.3)

氏名	所属団体	役職名
後藤純	東海大学建築都市学部建築学科	特任准教授
松原 清一	中原区社会福祉協議会	副会長
内田 治彦(R3.4~R5.3)	中原区町内会連絡協議会	会長
原 新次(R5.4~)	中原区町内会連絡協議会	会長
山本 実千代	中原区民生委員児童委員協議会	常任理事
伊藤 義昭	なかはらボランティア連絡会	代表
石井 秀和	コミュニティカフェ新城テラス	オーナー
安西一巻子	こども食堂まきまきキッチン	主催者
田中初枝	なかはらパンジー隊	リーダー
園部 由美	相談交流ひらま	地域生活指導員
新井 なおみ(H31.4~R4.3)	地域包括支援センターひらまの里	センター長
佐藤 文子(R4.4~)	地域包括支援センターこだなか	センター長

(順不同 敬称略 役職名は在任中のもの)

第7期中原区地域福祉計画

【発行年月】 令和6(2024)年3月

【編集・発行】 川崎市中原区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

地域ケア推進課

〒211-8570 川崎市中原区小杉町 3-245

TEL 044-744-3239

FAX 044-744-3196

E-mail 65keasui@city.kawasaki.jp